

子どもを産み育てやすい社会の実現（参考資料）

○子育て家庭や女性を包括的に支援する体制の構築	1
○児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進	1 2
○不妊症・不育症に対する総合的支援の推進	1 8
○成育基本法を踏まえた母子保健医療対策の推進	2 7
○総合的な子育て支援	3 5
○ひとり親家庭等の自立支援の推進	4 7

○ 子育て家庭や女性を包括的に支援する体制の構築

- 子どもらしい生活を送ることができないヤングケアラーを福祉サービスにつなぐコーディネーターの配置や実態調査・研修等支援体制の強化
- 困難な問題を抱える女性への支援の充実・強化を図るための婦人保護施設の機能強化、婦人相談員の処遇改善、NPO等との協働による支援の推進
- 生涯にわたる女性の健康の包括的支援

ヤングケアラー支援体制強化事業【新規】 (ヤングケアラー支援体制構築モデル事業)

令和4年度予算案：212億円の内数（新規）
(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

1. 事業内容

地方自治体におけるヤングケアラーの支援体制の構築を支援するため、

- ・ 地方自治体に関係機関と民間支援団体等とのパイプ役となる「ヤングケアラー・コーディネーター」を配置し、ヤングケアラーを適切な福祉サービスにつなぐ機能の強化（当該コーディネーターへの研修もセット）
- ・ ピアサポート等の悩み相談を行う支援者団体への支援
- ・ ヤングケアラー同士が悩みや経験を共有し合うオンラインサロンの設置運営・支援 等に財政支援を行う。

2. 補助額等

※下記事業のいずれかを実施した場合に補助

(1) ヤングケアラー・コーディネーターの配置

- ①実施主体 都道府県、市区町村
- ②補助基準額 1 都道府県、指定都市あたり 17,637千円
1 中核市・特別区あたり 11,291千円
1 市町村あたり 6,312千円
- ③負担割合 国：2/3、実施主体（自治体）1/3

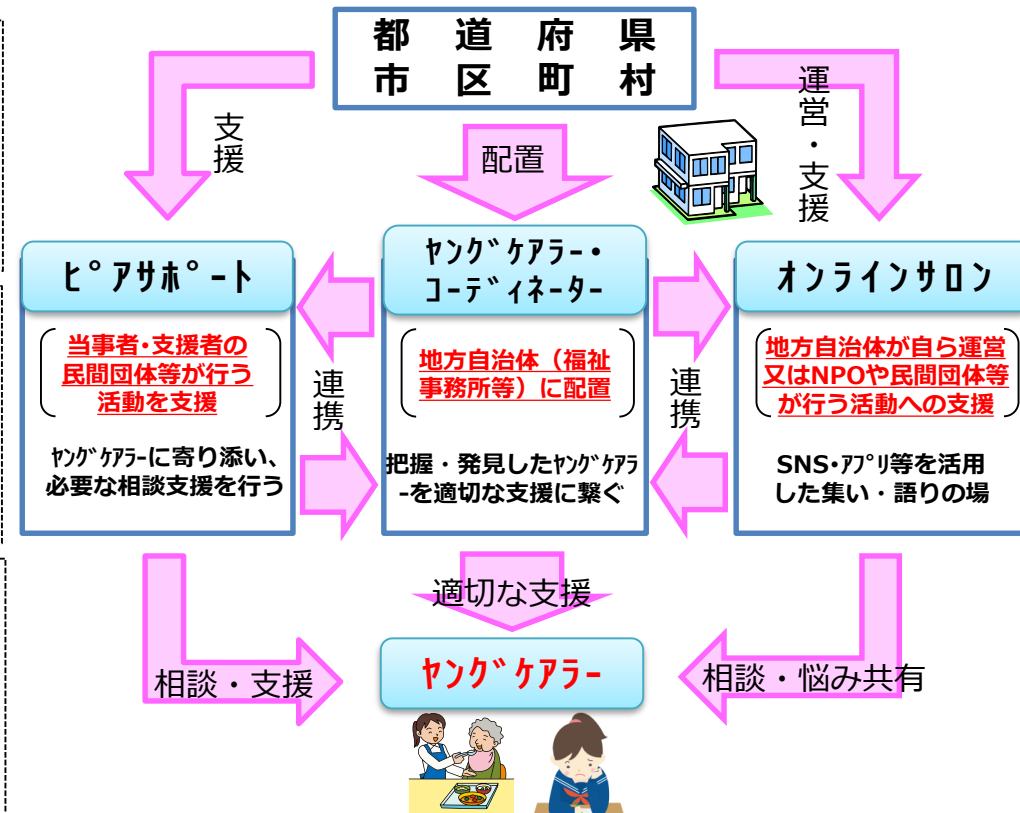
(2) ピアサポート等相談支援体制の推進

- ①実施主体 都道府県、市区町村
- ②補助基準額 1 都道府県、指定都市あたり 7,261千円
1 中核市・特別区あたり 4,923千円
1 市町村あたり 2,539千円
- ③負担割合 国：2/3、実施主体（自治体）1/3

(3) オンラインサロンの運営・支援

- ①実施主体 都道府県、市区町村
- ②補助基準額 1 都道府県、指定都市あたり 3,794千円
1 中核市・特別区あたり 2,582千円
1 市町村あたり 1,710千円
- ③負担割合 国：2/3、実施主体（自治体）1/3

3. 事業イメージ



ヤングケアラー支援体制強化事業【新規】 (ヤングケアラー実態調査・研修推進事業)

令和4年度予算案：212億円の内数（新規）
(児童虐待・DV対策等総合支援事業)

1. 事業内容

ヤングケアラー^(注)の支援体制を強化するため、実態調査又は福祉・介護・医療・教育等の関係機関（要対協構成機関も含む）職員がヤングケアラーについて学ぶための研修等を実施する地方自治体に対して、財政支援を行う。

(注)：本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども

2. 補助額等

※下記事業のいずれかを実施した場合に補助。事業委託も可。

(1) 実態調査・把握

- ①実施主体 都道府県、市区町村
- ②補助基準額 1都道府県、指定都市あたり 7,491千円
1中核市・特別区 あたり 4,038千円
1市町村あたり 2,250千円
- ③負担割合 国1/2、実施主体（自治体）1/2

(2) 関係機関職員研修

- ①実施主体 都道府県、市区町村
- ②補助基準額 1都道府県、指定都市あたり 4,025千円
1中核市・特別区 あたり 2,356千円
1市町村あたり 1,695千円
- ③負担割合 国1/2、実施主体（自治体）1/2

3. 事業イメージ

都 道 府 県
市 区 町 村

(2) 関係機関職員研修

関係機関（福祉・介護・医療・教育等）



ヤングケアラー



ヤングケアラーは、支援が必要であつても表面化しにくい構造。支援策を検討するため、まずは都道府県・市区町村単位での実態調査を実施。

(1) 実態調査・把握

ヤングケアラーの支援にあたっては、福祉・介護・医療・教育等関係機関職員によるアトリーチが重要。ヤングケアラーに気付く体制を構築するため、以下に類する機関の職員に対して、ヤングケアラーの発見や支援策に係る研修等を実施。

- 福祉事務所
- 地域包括ケアセンター
- 市町村保健センター
- 児童相談所
- 児童福祉施設
- 社会福祉協議会
- 民生・児童委員
- 保健所
- 司法関係機関 等
- 学校
- 教育委員会
- スクールソーシャルワーカー
- スクールカウンセラー
- 病院
- 医療ソーシャルワーカー
- 訪問介護員
- その他関係機関
- 民間団体 等

婦人保護施設措置費【拡充】

(婦人保護事業費負担金) 令和4年度予算案(令和3年度当初予算額) : 9.6億円(9.4億円)
(婦人保護事業費補助金) 令和4年度予算案(令和3年度当初予算額) : 16億円(13億円)

(事業内容)

婦人相談所が、DV被害者やストーカー被害者、人身取引被害者、家族関係の破綻や生活の困窮等、正常な社会生活を営むうえで困難な問題を有する者等を対象に一時保護を実施する場合に必要な費用や、婦人保護施設において、支援対象者の自立に向けて、中長期的に心身の健康の回復を図りつつ、生活を支援する際に必要となる費用として、都道府県等が支弁した経費に対し、国が補助するもの。

(実施主体) 都道府県・婦人相談所を設置している指定都市

(補助率) 国5/10(都道府県・婦人相談所を設置している指定都市5/10)

<令和4年度予算案における拡充内容>

婦人保護施設の専門性やノウハウを活かし、若年女性を主な対象として支援を展開する民間団体の支援体制を強化するため、婦人保護施設に民間団体支援専門員又は心理療法担当職員を配置する。また、入所者に係る一般生活費の単価を引き上げる。

①民間団体との連携体制強化加算(新設)

婦人保護施設の専門性やノウハウを活かし、若年女性を主な対象として支援を展開する民間団体と連携した支援体制を強化するため、婦人保護施設に、以下のいずれかを配置した場合に加算する。

ア 民間団体支援専門員

民間団体によるアウトリーチからの相談対応、居場所の提供、自立支援などの支援機能の総合的な強化に向けた指導・助言や、実際の支援への参画による実践的指導を担当する。

イ 連携強化のための心理療法担当職員

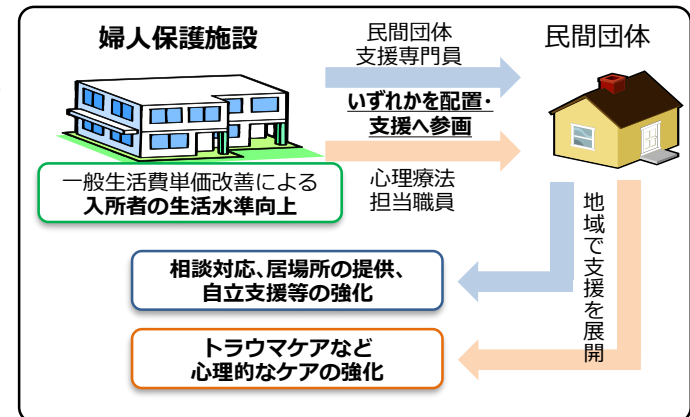
性被害によりもたらされたトラウマや、精神疾患を抱えた者など、心理的なケアにおいて特に配慮を必要とする者に係る民間団体による支援を強化するための指導・助言や、民間団体における実際の支援現場で実践的な指導を行う。

②一般生活費に係る基準単価の改善

婦人保護施設入所者及び婦人相談所一時保護所在所者に係る一般生活費の単価を改善し、施設入所者等の生活水準の向上を図る。

<基準単価>

- ・要保護女子等分：月額 59,300円 → 71,460円
- ・乳児分：月額 41,600円 → 60,390円
- ・幼児分：月額 46,800円 → 60,390円



婦人相談員活動強化事業【拡充】

令和4年度予算案（令和3年度当初予算額）：212億円の内数（213億円の内数）（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

<令和4年度予算（案）における拡充内容>

婦人相談員について、適切な処遇の確保に向けて、婦人相談員手当に**経験年数に応じた加算を新設**するとともに、**期末手当を支給した場合の加算**（手当月額の2.55月分）**を新設**する。

◆経験年数5年目（研修修了者）の婦人相談員における処遇改善例

年収ベース：237.2万円 → 303.9万円（66.6万円増）

（月額ベース：197,700円 → 211,200円（13,500円増））

<経験年数に応じた加算（新規）>

○経験年数3～9年の者 研修修了者 ：月額 4,500円 ×（経験年数－2年）を加算

研修未修了者 ：月額 3,500円 ×（経験年数－2年）を加算

○経験年数10年以上の者 研修修了者 ：月額 45,000円（＝4,500円 × 10年）を加算

研修未修了者 ：月額 35,000円（＝3,500円 × 10年）を加算

<期末手当加算（新規）>

1人あたり年額（手当基本額の2.55か月分）

研修修了者：年額 504,130円、研修未修了者：年額 392,440円

（事業の内容）

婦人相談員について、一定の研修を終了した場合に、勤務実態に応じた手当を支給するとともに、調査・指導のための旅費等を補助する。

また、婦人相談員の専門性の向上を図るため、各種研修を積極的に受講できるよう、研修派遣のための旅費や、派遣中の代替職員の配置に要する経費を補助する。

<手当基準額> 研修修了者：月額 197,700円、研修未修了者：月額 153,900円

（実施主体） 都道府県・市

（補助率） 国 5 / 10（都道府県・市 5 / 10）

民間団体支援強化・推進事業【新規】

令和4年度予算案：212億円の内数（新規）（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

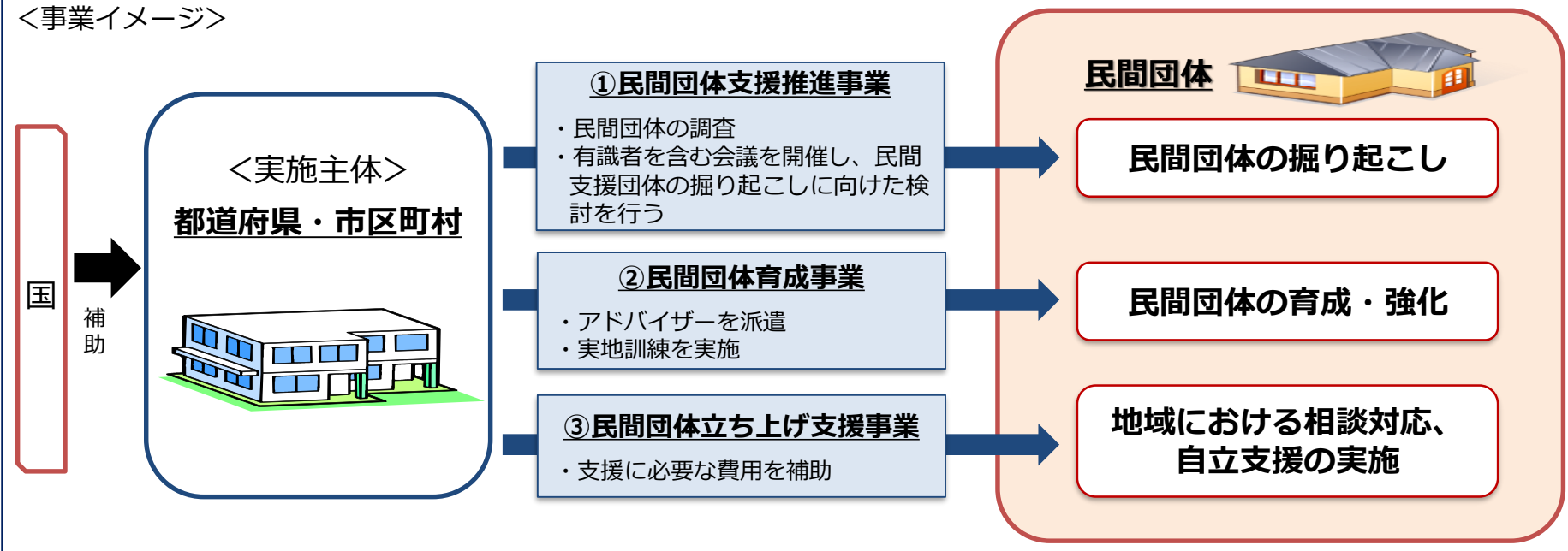
<事業内容>

女性が抱える困難な問題において、多様化・複合化、複雑化が見られる現在の状況に対応するため、婦人相談所や婦人保護施設、婦人相談員とともに、**特色や強みを活かしながら、多様な相談への対応や自立に向けた支援を担う民間団体による地域における取り組みを推進するための自治体に対する補助事業を創設**する。

- ①民間団体支援推進事業：困難な問題を抱える女性への支援を行っているNPO法人等の民間団体の調査を行うとともに、外部有識者等を含めた会議体を設け、民間支援団体を掘り起こすための検討を行う。
- ②民間団体育成事業：都道府県等が、困難な問題を抱える女性への支援を担うことができる民間団体を育成するため、民間団体へのアドバイザーの派遣や、先駆的な取組を実施している民間団体での実地訓練、その他民間団体の育成に資する取組を行う。
- ③民間団体立上げ支援事業：困難な問題を抱える女性への支援として、民間団体が行う相談対応や自立支援の取組に対する立ち上げ支援を行う。

<実施主体> 都道府県・市区町村 <補助率> 国 1/2、実施主体 1/2 <補助基準額> 1自治体当たり 11,385千円

<事業イメージ>



若年被害女性等支援事業【拡充】

令和4年度予算案（令和3年度当初予算額）：212億円の内数（213億円の内数）（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

<事業内容>

様々な困難を抱えた若年女性について、公的機関と民間団体が密接に連携し、アウトリーチからの相談対応や居場所の確保、公的機関や施設への「つなぎ」を含めたアプローチを実施することにより、若年女性の自立を推進する。

「①アウトリーチ支援」及び「②関係機関連携会議の設置」を必須とし、「③居場所の確保」及び「④自立支援」は対象者のニーズ等に応じて実施する。

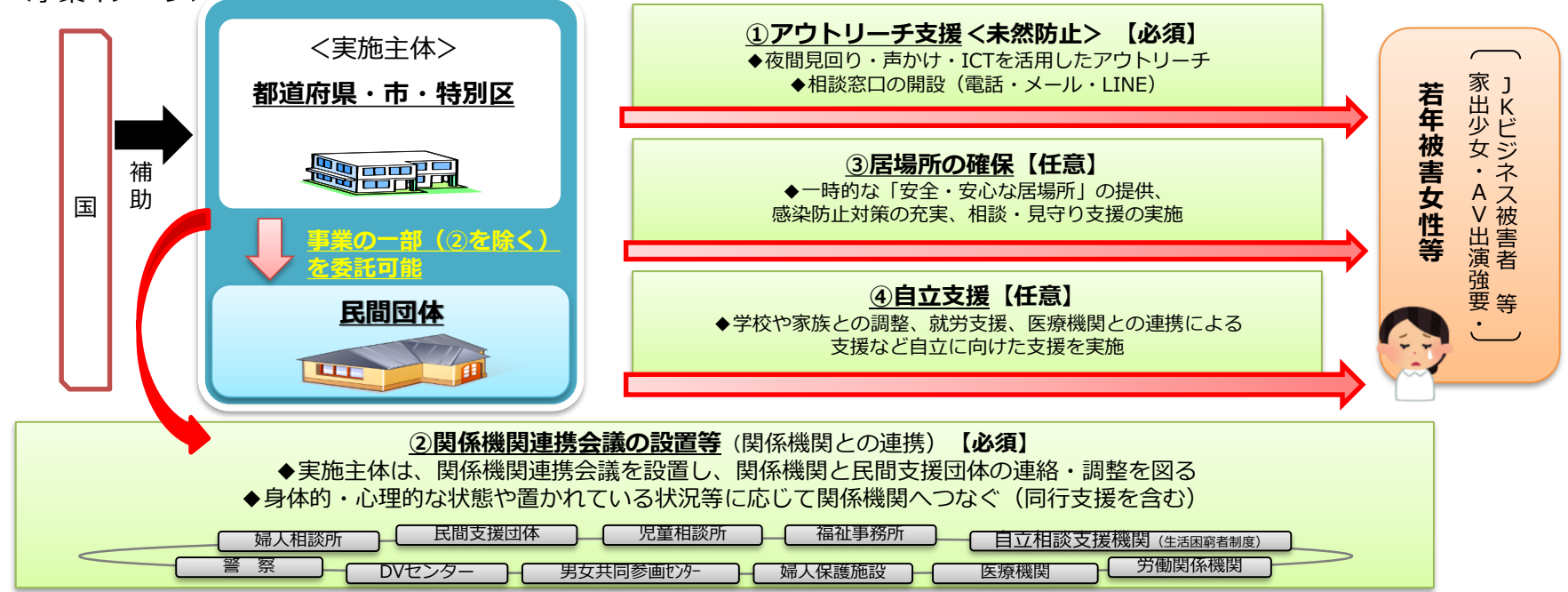
<令和4年度予算案の内容>

- ①アウトリーチ支援：相談対応職員の相談技能向上に向けた研修受講機会を確保するための代替職員雇上げ費用を新たに支援する。
- ②関係機関連携会議：行政機関、民間団体、医療機関等で構成する会議を設置し、支援内容に関する協議等を行い、相互に情報共有を図る。
- ③居場所の確保：夜間における適切な支援体制確保のための**生活支援員の増員**、**警備体制の確保**、特に配慮を必要とする若年女性を受け入れるための**個別対応職員の新たな配置**を行う。
- ④自立支援：自立に向けた支援の適切な実施に必要な**支援員の増員**を行う。

<実施主体> 都道府県・市・特別区 <補助率> 国1/2、実施主体1/2

<1か所当たりの補助基準額> 45,634千円（R3補助基準額 26,743千円）（①～④全て実施）

<事業イメージ>



女性の健康の包括的支援における研究事業

○令和4年度予算案(令和3年度当初予算額):

・政策研究: 55百万円(55百万円)

・実用化研究: 1.5億円(1.4億円)

女性の健康の包括的支援に関する課題

- 女性の健康についてはその心身の状態が人生の各段階に応じて大きく変化するという特性に着目した対策
- 女性の就業等の増加、婚姻をめぐる変化、平均寿命の伸長等に伴う女性の健康に関わる問題の変化に応じた対策
- 女性の健康に関する調査研究を推進し、その成果の普及・活用を図ること 等

平成27年度より新設の研究事業

女性の健康の包括的支援政策研究事業

女性の健康の包括的支援に関する制度設計、政策の立案・実行等に資する研究

連携

女性の健康の包括的支援実用化研究事業

女性の健康に関する問題をサポートするための技術の開発、実用化に関する研究

今後の方向性

女性ホルモンの状況がライフステージごとに劇的に変化するという特性を踏まえた取組や、社会的な側面を含めた生涯にわたる支援を推進し、女性の健康施策を総合的にサポートするため、我が国における実態を正確に把握した上で、女性の健康を生涯にわたり包括的に支援するための研究について取り組む。

予防・健康づくりに関する大規模実証事業 (運動、栄養、女性の健康、がん検診、健康まちづくり)

令和4年度予算案(令和3年度当初予算額):
3.1億円(3.6億円)

● 事業のねらい：予防・健康づくりを推進するために必要なエビデンスの確認・蓄積

背景	「経済財政運営と改革の基本方針(骨太)2019」において、疾病・介護予防に資する取組に対してエビデンスに基づく評価を反映していくことが重要であるとの方針が示されたことを踏まえ、令和2年度より厚生労働省及び経済産業省にて、エビデンス構築のための「予防・健康づくりに関する大規模実証事業」を計13事業を実施する。
目的	健康局では上記のうち5つの実証事業を実施し、予防・健康づくりを推進するために必要な健康増進効果等のエビデンスを確認・蓄積、これらのエビデンスについて我が国の健康づくり政策への活用・反映を検討する

● 事業の概要：健康局では、(ア)運動、(イ)栄養、(ウ)女性の健康、(エ)がん検診、(オ)健康まちづくりの5つの実証事業を実施

(ア) 健康増進施設における標準的な運動プログラム検証のための実証事業

利用者の疾患(高血圧・糖尿病・高脂血症等)を勘案した、健康増進施設における標準的な運動プログラム(健康運動指導士、医師等による管理・施設利用)による介入群と非介入群を比較し、当該プログラムの介入効果及び継続率等に及ぼす効果を検証する

(ウ) 女性特有の健康課題に関するスクリーニング及び介入方法検証のための実証事業

女性特有の健康課題として、「やせと低栄養」、「月経困難症」を対象に、特定健診や事業主健診等におけるスクリーニングや介入の効果検証を行うとともに、全国に導入する際の実現可能性についても検証する

(イ) 食行動の変容に向けた尿検査及び食環境整備に係る実証事業

食塩含有量が多い外食や加工食品等を頻繁に利用している働きざかり世代を主な対象とし、「健康診査の機会における尿中塩分測定(ナトリウム／カリウムの比率等)と専門職による介入」及び「食環境整備」の2つの事業を実施し、食生活の改善に向けた行動変容、特に食塩摂取状況の変化について検証

(エ) がん検診のアクセシビリティ向上策等の実証事業

がん検診の更なる受診率の向上に向けて施策を重点化させる観点から、行動経済学に基づく働きかけや他の健診との同時実施等の介入を行い、どのような取り組みがより受診率の向上に効果的であるかについて検証する。

(オ) 健康にやさしいまちづくりのための環境整備に係る実証事業

健康づくりを推進するためには、全ての国民が自然に健康になることができる環境を整え、健康格差の解消を図ることが重要である。また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための外出の差し控えにより、国民の歩く機会や社会参加が減少しており、多くの国民の健康に悪影響を及ぼすことも懸念されている。そこで、すでに実施されている「健康にやさしいまちづくり」の試みに関して介入効果の検証を行うとともに、新たな手法についても介入の実施と効果検証を行い、エビデンスに基づいた施策の実施へと繋げる。

● スケジュール：3か年度の実証事業を実施し、その成果を令和5年度以降の我が国の健康づくり政策に反映する

2020年度

実証計画の作成、
介入の準備

2021~2022年度

介入の実施、成果指標の分析・評価、
医療経済効果の算出 等

2023年度以降

次期「健康日本21(第二次)」や健診制度等、
我が国の健康づくり政策に反映

性と健康の相談センター事業【新規】

令和4年度予算案：9.2億円（新規）

目 的

成育基本方針（令和3年2月9日閣議決定）に基づき、安心・安全で健やかな妊娠・出産、産後の健康管理を支援するため、プレコンセプションケア（女性やカップルを対象として、将来の妊娠のための健康管理を促す取組）の実施など、需要に的確に対応した切れ目のない支援を行う事を目的とする。

内 容

◆ 対象者

思春期、妊娠、出産等の各ライフステージに応じた相談を希望する者（不妊相談、予期せぬ妊娠、メンタルヘルスケア、性感染症の対応を含む）

◆ 内 容

- （1）不妊に悩む夫婦、将来子を持ちたいカップル、身体的・精神的な悩みを有する女性等への健康状況に的確に応じた健康・不妊・将来の妊娠出産に関する相談指導
- （2）妊娠・出産に係る正しい知識等に関する親世代向け等の講演会の開催
- （3）相談指導を行う相談員の研修養成
- （4）不妊治療、妊娠・出産、女性の健康に関する医学的・科学的知見の普及啓発
- （5）不妊治療と仕事の両立に関する相談対応
- （6）特定妊婦等に対する産科受診等支援
- （7）若年妊婦等に対するSNSやアウトリーチによる相談支援、緊急一時的な居場所の確保
- （8）出生前遺伝学的検査（NIPT）を受けた妊婦等への相談支援体制の整備
- （9）学校で児童・生徒向けに性・生殖に関する教育等を実施する医師や助産師等への支援
- （10）思春期の児童等に対する産科受診等支援

実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体：都道府県・指定都市・中核市
- ◆ 補 助 率：国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 2
- ◆ 補助単価案：別添のとおり

性と健康の相談センター事業補助単価案のイメージ

<現 行>

○生涯を通じた女性の健康支援事業

① 健康教育事業	月額	57,500円(A)
② 女性健康支援センター事業		
ア 基本分	月額	158,700円(A)
イ 加算分		
・ 専任相談員加算	月額	78,100円(A)
・ 産科受診等支援加算	月額	158,000円(C)
	受診1件あたり	10,000円(C)
ウ 夜間・休日対応加算	月額	54,600円(B)
エ 若年妊婦支援加算		
・ 運営費	月額	172,100円(E)
・ SNS等運用加算	年額	10,888,000円(E)
・ 緊急一時的な居場所確保	1泊あたり	16,100円(E)
オ 出生前遺伝学的検査		
・ 運営費	月額	151,700円(G)
・ 研修費	月額	28,000円(G)
③ 不妊専門相談センター事業		
ア 基本分	月額	474,500円(A)
イ 加算分		
・ 相談対応加算	月額	60,600円(A)
・ 夜間休日対応加算	月額	54,600円(B)
・ 不妊症・不育症支援ネットワーク事業	月額	866,600円(I)
④ HTLV-1母子感染対策事業	月額	1,679,000円(H)
⑤ 若年妊婦等支援事業(1団体あたり)		
ア 基本分	月額	366,700円(F)
イ 加算分		
・ 夜間休日対応加算	月額	54,700円(F)
・ SNS等運用加算	年額	10,888,000円(F)
・ 産科受診等支援加算	月額	314,400円(D)
	1件あたり	10,000円(D)
・ 緊急一時的な居場所確保	1泊あたり	16,100円(F)

<改正後イメージ>

○ 性と健康の相談センター事業

(1) 基本分補助単価(A)	月額	829,750円
(2) 加算分補助単価		
① 休日・夜間対応加算(B)	月額	54,800円
② 特定妊婦等に対する産科受診等支援加算		
【直営の場合】(C)		
・ 運営費	月額	158,000円
・ 初回産科受診料	1件あたり	10,000円
【委託の場合】(D)		
・ 運営費	月額	314,800円
・ 初回産科受診料	1件あたり	10,000円
③ 若年妊婦等支援強化加算		
【直営の場合】(E)		
・ 運営費	月額	172,300円
・ SNS等運用	年額	10,888,000円
・ 緊急一時的な居場所確保	1泊あたり	16,100円
【委託の場合】(F)		
・ 運営費	月額	367,100円
・ 夜間休日対応加算	月額	54,800円
・ SNS等運用加算	年額	10,888,000円
・ 緊急一時的な居場所確保	1泊あたり	16,100円
④ 出生前遺伝学的検査加算(G)		
・ 運営費	月額	151,700円
・ 研修費	月額	28,000円
⑤ HTLV-1母子感染対策加算(H)	月額	1,680,000円
⑥ 不妊症・不育症ネットワーク支援加算(I)	月額	866,600円

○ 児童虐待防止対策・社会的養育の迅速かつ強力な推進

- 子ども食堂や子どもへの宅食等を行う民間団体等も含めた地域における子どもの見守り体制の強化
- 子どもの意見・意向表明（アドボケイト）の推進等による子どもの権利擁護の強化
- 里親委託・施設地域分散化等加速化プランに基づく集中取組期間の補助率嵩上げ等による里親養育支援体制の強化
- 特別養子縁組の民間あっせん機関の支援体制の強化
- 児童養護施設退所者等（ケアリーバー）への支援を行うコーディネーターの配置促進

支援対象児童等見守り強化事業【新規】

令和4年度予算案：212億円の内数（新規）（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

目 的

- 児童虐待のリスクの高まりを踏まえ、子育て世帯が孤立しないよう支援することが必要であるため、市町村の要保護児童対策地域協議会が中核となって、子ども食堂や子ども宅食等の支援を行う民間団体等も含めた様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高い子ども等を見守り、必要な支援につなげることができる体制の強化を推進する。
- ① 子ども食堂や子どもへの宅食等を行う民間団体等と連携して、食事の提供や学習支援等を通じた子どもの状況把握を行うことにより、地域における子どもの見守り体制の強化を支援する。
- ② 新たな地域における見守りの担い手としてのNPO法人の重要性にかんがみ、クーポン・バウチャー等の活用による学習塾、習い事、子育て支援サービスなどの地域の多様な事業主体と連携した要支援児童家庭の新たな見守り強化モデルの確立を目指す。

① アウトリーチ型／居場所型

補助基準額：1か所当たり9,729千円

補 助 率：2／3

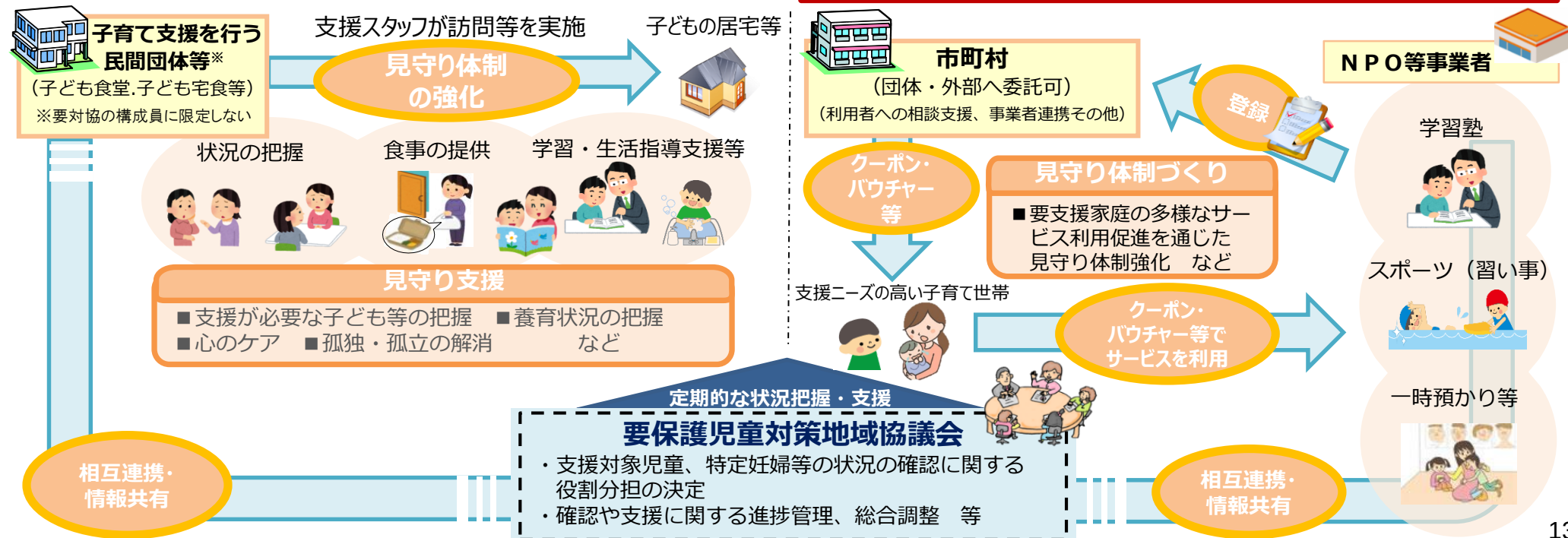
実 施 主 体：市町村（特別区含む）

② クーポン・バウチャー等活用型

補助基準額：児童1人当たり5万円

補 助 率：10／10

実 施 主 体：市町村（特別区含む）※①アウトリーチ型/居場所型との併用可



子どもの権利擁護に係る実証モデル事業【拡充】

令和4年度予算案（令和3年度当初予算額）：212億円の内数（213億円の内数）（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

【現状・課題】

児童相談所の一時保護等の措置に対して親権者等は異議申立てを行うことができるが、子ども自ら異議申立てを行うことは困難であり、また、児童相談所の支援を受ける子どもたちが、自らの意見・意向を表明することも困難であることから、子どもの権利擁護の仕組みの構築が求められている。

【事業内容】

電話やハガキによる相談、第三者の訪問による聴取等の方法により、子どもの意見・意向表明を受け止める体制の構築を図るためのモデル事業を創設する。事業実施後、子どもの権利擁護に係る体制構築に関する報告書を作成する。

【拡充内容】

子どもの意見・意向表明（アドボケイト）について、先進的な取組を行う自治体を支援する観点から、事業の実施要件を柔軟化するとともに、子どもや児童相談所等へ調査を行う専任の職員の確保を推進するため、補助基準額を引き上げる。

【実施主体】 都道府県、指定都市、児童相談所設置市

【補助基準額案】 1自治体当たり：10,000千円（令和3年度：8,175千円）《拡充》

【補助率】 定額（国：10/10相当）

＜取組の一例＞

子ども

訴え・通報



（例）

- ・児童相談所に保護を求めたが、手続きを進めてくれない。
- ・一時保護中に、指導員の不適切な言動があった。

○子どもの権利擁護電話相談

子どもからの相談に対して相談内容に応じたアドバイスを実施。
必要に応じて権利擁護専門員による面接相談に引き継ぎ。



○子どもの権利擁護専門員による子どもとの面接

権利侵害の事実の調査、
助言・調整の実施



他機関紹介

協力

事例の協議、
対応結果報告

関係機関（児童相談所、福祉事務所、児童委員等）

調査

助言・調整

必要に応じ、
事案の付議

行政



施設



家庭



児童福祉審議会

全国的に子どもの権利擁護に係る体制の構築を進めるため、多様な仕組みのモデル的な実施を支援

里親養育包括支援（フォスタリング）事業【拡充】

令和4年度予算案（令和3年度当初予算額）：212億円の内数（213億円の内数）（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

概要

- 令和2年度より、都道府県等における社会的養育推進計画に基づく里親等への委託の推進に向けた取組等を進めているが、「**里親委託・施設地域分散化等加速化プラン**」に基づき、引き続き、令和6年度末までの集中取組期間における**補助率の嵩上げ（1/2→2/3）**や、里親委託に意欲的に取り組む自治体が行う**先駆的な取組をモデル的に支援**し、効果的な取組事例の横展開等を実施するほか、**新規に登録した里親家庭への支援の充実や、里親家庭の一時的な休息（レスパイト）への支援の充実など、更なる取組の強化を図る。**

拡充内容

【里親養育包括支援事業（拡充）】

<里親訪問等支援事業（拡充）>

○里親家庭養育協力支援の創設（加算分に追加）

- ・ 新規に登録した里親が里親委託を受ける場合に、**経験豊富な里親を派遣して養育を支援する取組を創設** → **1回当たり：4,860円**
（経験豊富な里親の家庭に、新規に登録した里親が出向き、里親委託による養育を体験することも可能）

○養育児童預かり支援の創設（加算分に追加）

- ・ 里親家庭が一時的な休息（レスパイト）を取りやすくなるよう、**フォスタリング機関が子どもの一時預かりを行うための支援を創設。**
→ **①受入準備経費：8,000千円、②宿泊を伴う一時預かり：13,980円（日額）、③宿泊を伴わない一時預かり：5,500円（日額）**

<里親等委託児童自立支援事業（拡充）>

- ・ **自立支援担当職員による訪問支援等の活動が充実するよう、補助単価の見直しを行う。**

2,906千円（年額）→ 【要求】事務費 2,906千円、**事業費 1,082千円** ※対象者10人以上かつ支援回数120回以上の場合

（※）このほか、自治体が行う先駆的な取組をモデル的に支援する提案型補助事業（里親等委託推進提案型事業）を実施（定額（国10/10相当））

（実施主体）都道府県、指定都市、児童相談所設置市 ※委託可 （補助率）国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

養子縁組民間あっせん機関助成事業【拡充】

令和4年度予算案（令和3年度当初予算額）：212億円の内数（213億円の内数）（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

概要

- 特別養子縁組の民間あっせん機関に対する助成事業について、年度ごとに補助事業者を採択する仕組みの**モデル事業の一部を一般事業化**することで、**民間あっせん機関による取組の安定化**を図るとともに、**補助対象となる事業者数を拡大**する。

拡充内容

【養子縁組民間あっせん機関助成事業（拡充）】

- ・ 民間あっせん機関への補助について、モデル事業として、年度ごとに補助対象とする機関を採択する仕組みの見直しを行い、一部のモデル事業を一般事業化する。（下記参照）
- ・ 資質向上モデル事業により、民間あっせん機関同士の事例検討や人事交流等を支援しているが、連携強化の観点から、児童相談所との定期的な事例検討会議等の実施を促すため、補助単価を引上げ。

1 か所当たり 1,100千円（年額） → 1 か所当たり 1,954千円（+854千円）

<一般事業への移行対象事業>

【現行（令和3年度）】

- 養子縁組民間あっせん機関支援体制構築モデル事業
※事業実施要件を満たすほか、毎年、対象事業者の採択を受けることが必要。
 - ①養親希望者等支援モデル事業（1 か所：4,583千円）
 - ②障害児等支援モデル事業（1 か所：3,070千円）
 - ③心理療法担当職員の配置による相談支援体制構築モデル事業（1 か所：6,179千円）
 - ④特定妊婦への支援体制構築モデル事業（1 か所：6,344千円）
 - ⑤高年齢児等への支援体制構築モデル事業（1 か所：3,354千円）
 - ⑥資質向上モデル事業（1 か所：1,100千円）
 - ⑦出自を知る権利の支援体制モデル事業（1 か所：6,179千円）

【令和4年度予算案】

- 養子縁組民間あっせん機関体制整備支援事業（仮称）
※事業実施要件を満たしていれば補助対象（一般事業）
 - ・ 基本分（事務費）※現行の①+④に相当
 - ・ 加算Ⅰ（障害児等支援加算）※現行の②に相当
 - ・ 加算Ⅱ（心理療法担当職員配置加算）※現行の③に相当
- 養子縁組民間あっせん機関支援体制構築モデル事業
 - ・ 高年齢児等への支援体制構築モデル事業
 - ・ 資質向上モデル事業
 - ・ 出自を知る権利の支援体制モデル事業

（実施主体） 都道府県、指定都市、児童相談所設置市 ※民間あっせん機関の許可を行った自治体が実施主体

（補助率） 国：1／2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1／2

社会的養護自立支援事業等【拡充】

令和4年度予算案（令和3年度当初予算額）：212億円の内数（213億円の内数）（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

概要

- 児童養護施設退所者等（ケアリーバー）への自立支援のため、コーディネーターの配置や支援計画の作成により、個々の状況に応じた、生活・就労に関する相談への支援等に取り組んでいるが、更なる取組の強化を図るため、各自治体に複数名のコーディネーターの配置を可能とするほか、医療機関や就労支援機関への同行支援を促すための補助単価の拡充等を行う。

拡充内容

【社会的養護自立支援事業（拡充）】

＜支援コーディネーターの配置＞

- ・取組状況に応じた加算を創設（コーディネーターが20ケース以上に対応している場合、補助員の配置等に要する費用を加算）
- ・複数名を配置できるよう補助単価を見直し（1自治体1名分 → 児童相談所当たり1名分に拡充）

1か所当たり 6,224千円 → 1か所当たり 6,224千円 + 2,009千円（加算）

※複数名配置する自治体は、児童相談所の設置数を乗じて得た額を補助基準額とすることが可能

＜医療連携支援（拡充）＞

- ・自立支援を行う機関における医師の配置促進を行うとともに、医療機関への同行支援等の取組の強化を促すため、補助単価を引上げ

1か所当たり：5,900千円（年額） → 1か所当たり：7,842千円（+1,942千円）

※医療機関への同行支援を行う場合、557千円を加算

＜就労相談支援（拡充）＞

- ・ハローワーク等の就労支援機関への同行支援など、取組の強化を促すため、事業費を創設 → 事業費：557千円

（実施主体）都道府県、指定都市、児童相談所設置市 ※委託可 （補助率）国：1/2、都道府県、指定都市、児童相談所設置市：1/2

【身元保証人確保対策事業（拡充）】

- ・身元保証人確保に必要な保険料の補助について、対象を措置解除等から2年以内の者から、措置解除等から5年以内の者まで拡大する。

（実施主体）都道府県・市・福祉事務所設置町村 （補助率）国：1/2、都道府県・市・福祉事務所設置町村：1/2

○ 不妊症・不育症に対する総合的支援の推進

- 不育症検査への助成、不妊症・不育症に対する相談支援等
- 小児・AYA世代のがん患者等の妊よう性温存療法のための支援（再掲）
- 不妊治療と仕事の両立支援（再掲）
- 不妊治療の保険適用

不育症検査費用助成事業

令和4年度予算案（令和3年度当初予算額）：12億円（12億円）

目 的

- 現在、研究段階にある不育症検査のうち、保険適用を見据え先進医療として実施されるものを対象に、不育症検査に要する費用の一部を助成することにより、不育症の方の経済的負担の軽減を図る。

内 容

◆ 対象者

二回以上の流産、死産の既往がある者

◆ 対象となる検査

先進医療として実施されている不育症検査

（参考）先進医療とは

- 未だ保険診療として認められていない先進的な医療技術等について、安全性・有効性等を確保するための施設基準等を設定し、保険診療と保険外診療との併用を認め、将来的な保険導入に向けた評価を行う制度。
- 入院基本料など一般の診療と共通する部分（基礎的部分）については保険が適用され、先進医療部分は患者の自己負担となる。
- 個別の医療技術が先進医療として認められるためには、先進医療会議で安全性、有効性等の審査を受ける必要があり、実施する医療機関は厚生労働大臣への届出又は承認が必要となる。

○ 先進医療として実施されている不育症検査（令和3年4月～）

- ▶ 流産検体の染色体検査
 - ・ 流産検体の染色体検査を行うことにより、流産の要因が胎児要因であるか否かを知ることが出来る。
 - ・ 胎児染色体が正常であれば、親の要因による流産の可能性が高くなり、更なる詳細検査に進む指標となる。

◆ 実施医療機関

当該先進医療の実施医療機関として承認されている保険医療機関のうち、保険適用されている不育症に関する治療・検査を、保険診療として実施している医療機関

◆ 助成額

当該先進医療検査費用に対して、1回につき5万円上限

実施主体・補助率

- ◆ 実施主体 ： 都道府県、指定都市、中核市
- ◆ 補助率 ： 国 1 / 2、都道府県等 1 / 2

事業実績

- ◆ 実施自治体数： —
- ※ 令和3年度予算における新規事業

不妊症・不育症ネットワーク支援加算（性と健康の相談センター事業の一部）

令和4年度予算案：性と健康の相談センター事業 9.2億円の内数（新規）

目 的

- 不妊症・不育症患者への支援としては、医学的診療体制の充実に加え、流産・死産に対するグリーフケアを含む相談支援、特別養子縁組制度の紹介等の心理社会的支援の充実が求められている。
- このため、関係機関等により構成される協議会等を開催し、地域における不妊症・不育症患者への支援の充実を図る。

内 容

- （1）不妊症・不育症の診療を行う医療機関や、相談支援等を行う自治体、当事者団体等の関係者等で構成される協議会等の開催
- （2）当事者団体等によるピア・サポート活動等への支援の実施
- （3）不妊症・不育症の心理社会的支援に係るカウンセラーを配置し、相談支援を実施
- （4）不妊症・不育症患者への里親・特別養子縁組制度の紹介の実施



実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体 ： 都道府県・指定都市・中核市
- ◆ 補 助 率 ： 国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 2
- ◆ 補助単価案：月額 866,600円

事業実績

- ◆ 実施自治体数： —
- ※令和3年度予算における新規事業

不妊症・不育症に関する広報・啓発促進事業委託費

令和4年度予算案（令和3年度当初予算額）：

母子保健衛生対策推進事業委託費2.1億円の内数（1億円の内数）

目 的

- 不妊症・不育症の治療を続けている患者の中には、治療等に関する医学面での不安・悩みに加え、周囲の人との関係に苦しみ、気持ち誰にも話せない・分かってもらえないといった悩みをかかえている者が少なくない。
- このため、国において生殖補助医療法（令和3年3月施行）に基づき広報・普及啓発を実施し、不妊症・不育症に関する国民の理解を深めるとともに、治療を受けやすい環境整備に係る機運の醸成を図る。

内 容

1. 不妊症・不育症等にかかる全国フォーラムの実施

全国フォーラムを開催し、不妊症・不育症に関する知識の普及啓発を図る。

2. 不妊症・不育症等の理解を深めるための新聞広告、テレビCM等の実施

不妊症・不育症等に関して、新聞、インターネット等で広報を行い、広く国民の理解を深める。

3. 不妊治療等続け、子どもを持ちたいと願う家庭の選択肢としての里親制度や特別養子縁組制度の普及啓発



全国フォーラムの実施

実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体 ： 民間団体（公募により決定）
- ◆ 補助率 ： 定額

不妊症・不育症ピアサポーター育成研修等事業委託費

令和4年度予算案（令和3年度当初予算額）：

母子保健衛生対策推進事業委託費2.1億円の内数（1.0億円の内数）

目 的

- 不妊症・不育症患者に対する精神的サポートとして、医師、助産師、看護師、心理職など専門職による支援に加え、過去に同様の治療を経験した者による傾聴的な寄り添い型ピア・サポートが重要である。
- 不妊治療や流産の経験者の中には、自らの経験を踏まえた社会貢献活動として、現在治療中の不妊症・不育症患者に寄り添った支援（ピア・サポート）を行うことに関心を持つ者が少なからず存在する。
- このため、様々な悩みや不安を抱え、複雑な精神心理状況にある不妊症・不育症患者が気軽に相談できるピア・サポーターを育成するため、相談・支援にあたって必要となる基礎知識やスキルを習得するための研修を開催する。
- 併せて、看護師などの医療従事者に対しても、生殖心理カウンセリングなど、より医学的・専門的な知識による支援を実施できるよう、研修を実施する。

内 容

1. ピアサポーター育成研修

- 受講対象者：体外受精や顕微授精の治療経験者、死産・流産の経験者を幅広く募集。修了者には証書を発行。修了者には、地域でピア・サポートに従事いただく。
- 研修内容：①不妊症・不育症に関する治療について ②不妊症・不育症に悩む方との接し方 ③仕事と治療の両立
④養子縁組や里親制度 など

※オンラインによる配信も併せて実施

2. 医療従事者向け研修

- 受講対象者：看護師等の医療従事者
- 研修内容：①不妊相談に必要な生殖医学の基礎 ②生殖心理カウンセリング ③仕事と治療の両立 ④社会的養育や里親制度 など

※ オンラインによる配信も併せて実施



実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体 ： 民間団体（公募により決定）
- ◆ 補 助 率 ： 定額

概要

将来子どもを産み育てることを望む小児・AYA世代のがん患者等が希望をもってがん治療等に取り組めるように、将来子どもを出産することができる可能性を温存するための妊孕性温存療法に要する費用の一部を助成し、その経済的負担の軽減を図るとともに、患者からの臨床データ等を収集し、妊孕性温存療法の有効性・安全性のエビデンス創出や長期にわたる検体保存のガイドライン作成などの妊孕性温存療法の研究を促進することを目的とする。

実施主体	都道府県
対象者	以下の条件をすべて満たす者 ・対象となる治療の凍結保存時に43歳未満の者 ・妊孕性低下リスクのある治療を受けた者 ・生殖医療を専門とする医師及び原疾患担当医師により、妊孕性温存療法に伴う影響について評価を行い、生命予後に与える影響が許容されると認められる者 ・妊孕性温存療法を受けること及び本補助金に基づく研究への臨床情報等の提供をすることについて同意をした者
対象医療・助成額	下記の治療に要した医療保険適用外費用の一部を助成する。(2回まで、金額は上限) 1. 胚(受精卵)凍結に係る治療:35万円/回 2. 未受精卵子凍結に係る治療:20万円/回 3. 卵巣組織凍結に係る治療:40万円/回 4. 精子凍結に係る治療:2.5万円/回 5. 精巣内精子採取術による精子凍結に係る治療:35万円/回
実施する医療機関	日本産科婦人科学会又は日本泌尿器科学会が認定した医療機関(ただし、医療機関を認定するまでの期間については、日本産科婦人科学会の医学的適応による未受精卵子、胚(受精卵)及び卵巣組織の凍結・保存に関する登録施設)であって、都道府県が指定する医療機関
補助率	1／2

※上記以外に一般社団法人日本がん・生殖医療学会が実施する、臨床情報等のデータを保存登録するシステムの管理・運用や国民や患者に対して普及啓発・情報提供をするためのホームページ作成等に必要な経費に対して補助を行っている。

23

不妊治療を受けやすい休暇制度等環境整備事業

趣旨目的

令和4年度予算案(令和3年度当初予算額) 40百万円(30百万円)

近年、不妊治療を受ける夫婦は約5.5組に1組、不妊治療(生殖補助医療等)によって誕生する子どもも16.7人に1人となるなど、働きながら不妊治療を受ける労働者は増加傾向にあるが、不妊治療と仕事の両立ができず、16%(男女計(女性は23%))の方が退職している。

また、国会も含め社会的に、不妊治療のための休暇制度・両立支援制度を利用しやすい職場環境の整備への関心が非常に高まっている。

このため、事業主、上司や同僚に不妊治療についての理解を促すとともに、当該休暇制度等の導入・利用に取り組む事業主を支援することにより、不妊治療と仕事が両立できる職場環境の整備を推進することとする。

事業概要

専門家による検討委員会の開催

- ①不妊治療と仕事の両立支援担当者を対象とした研修の企画・運営の検討
- ②不妊治療と仕事の両立支援シンポジウムの企画・運営の検討
- ③不妊治療と仕事の両立を支援する企業内制度の導入マニュアル、サポートハンドブックの見直しに向けた検討等



不妊治療と仕事の両立支援担当者を対象とした研修会の実施

・不妊治療のための受けやすい休暇制度や両立支援制度を利用しやすい環境整備

に取り組む企業等の両立支援担当者を対象に、労働者からの相談対応のノウハウや休暇制度等の利用を円滑にするためのプランの策定方法等、具体的実務に役に立つ情報提供を行う研修会を実施する。

不妊治療と仕事の両立支援シンポジウムの実施

・不妊治療と仕事の両立支援についての機運の醸成を図るため、企業等を対象にシンポジウムを開催する。

また、シンポジウムの内容について、動画で広く配信する。

参 考

第4次少子化社会対策大綱【R2.5.29閣議決定】

(不妊治療への支援より抜粋)

○不妊治療と仕事の両立のための職場環境の整備

不妊治療について職場での理解を深めるとともに、仕事と不妊治療の両立に資する制度等の導入に取り組む事業主を支援し、仕事と不妊治療が両立できる職場環境整備を推進する。

近年、晩婚化等を背景に不妊治療を受ける夫婦は約5.5組に1組、不妊治療（生殖補助医療等）によって誕生する子どもも16.7人に1人（2017年）となるなど、働きながら不妊治療を受ける労働者は増加傾向にあるが、不妊治療と仕事の両立ができずに16%（女性の場合は23%）の方が退職しており、不妊治療と仕事の両立支援は重要な課題となっている。

このため、不妊治療についての職場における理解を深め、不妊治療のための休暇制度等を利用しやすい環境整備に取り組み、不妊治療を受けている労働者に休暇制度等を利用させた事業主を支援することにより、不妊治療による離職防止を図る。

1 支給対象となる事業主

不妊治療のために利用可能な休暇制度・両立支援制度（①不妊治療のための休暇制度（特定目的・多目的とも可）、②所定外労働制限制度、③時差出勤制度、④短時間勤務制度、⑤フレックスタイム制、⑥テレワーク）を利用しやすい環境整備に取り組み、不妊治療を行う労働者の相談に対応し、休暇制度・両立支援制度（上記①～⑥）を労働者に利用させた中小企業事業主

2 支給要件

（1）環境整備、休暇の取得等

- ① 不妊治療と仕事の両立を支援する企業トップの方針を雇用する労働者に周知していること
- ② 不妊治療のための休暇制度・両立支援制度（上記①～⑥）を利用しやすい環境整備のため、不妊治療と仕事の両立について労働者の相談に対応し、両立を支援する「両立支援担当者」を選任し、以下の取組を行うこと
 - a 不妊治療と仕事の両立のための社内ニーズの把握（調査の実施）
 - b 不妊治療のために利用可能な休暇制度・両立支援制度の周知
- ③ 両立支援担当者が不妊治療を受ける労働者の相談に応じ、「不妊治療両立支援プラン」を策定し、プランに基づき休暇制度・両立支援制度（上記①～⑥のうちいずれか1つ以上）を合計5日（回）以上労働者に利用させたこと

（2）長期休暇の加算

上記（1）の休暇取得者も含め、休暇制度を20日以上連続して労働者に取得させ、原職に復帰させ3か月以上継続勤務させたこと

3 支給額

（1）環境整備、休暇の取得等

上記2（1）により環境整備を図り、最初の休暇制度又は両立支援制度の利用者が合計5日（回）以上利用した場合

1事業主当たり、28.5万円＜36万円＞ ※（1）、（2）とも、生産性要件を満たした事業主は＜＞の額を支給

（2）長期休暇の加算

上記2（2）により休暇制度を20日以上連続して労働者に取得させ、原職に復帰させ3か月以上継続勤務させた場合

1事業主当たり1人まで、28.5万円＜36万円＞加算

（（1）の休暇取得者が20日以上連続して取得する場合はその者を対象とする。）

4 支出科目

労働保険特別会計 雇用勘定から支給

不妊治療の保険適用

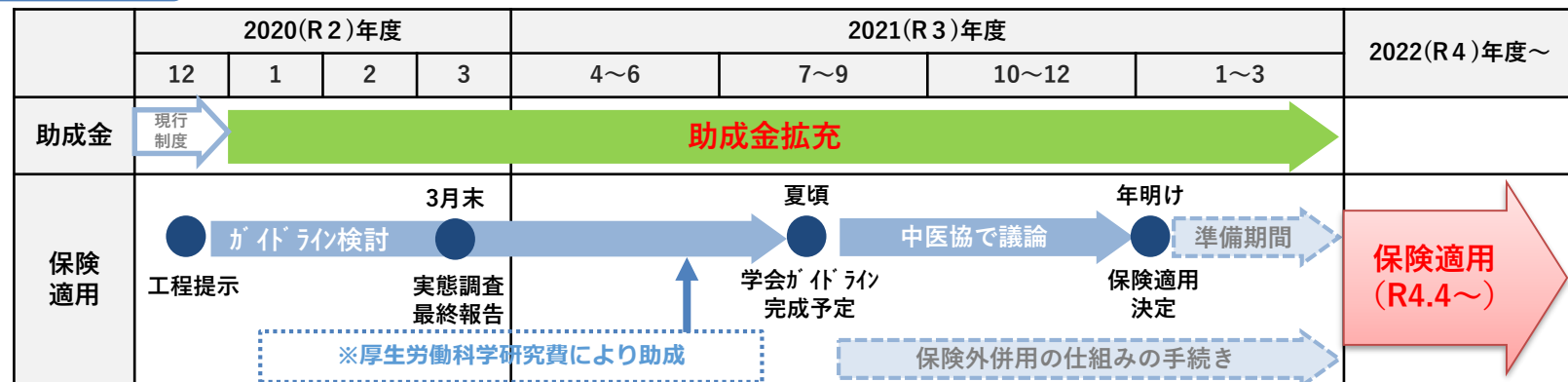
① 保険適用について

- 子供を持ちたいという方々の気持ちに寄り添い、不妊治療への保険適用を早急に実現する。具体的には、令和３年度中に詳細を決定し、令和４年度当初から保険適用を実施することとし、以下の工程表に基づき、保険適用までの作業を進める。

② 保険外併用の仕組みの活用

- オプション的な処置などで直ちに保険適用に至らないものについては、例えば、エビデンスを集積しながら保険適用を目指す「先進医療」などの保険外併用を活用することにより、できるだけ広く実施を可能とする。

工程表



○ 成育基本法を踏まえた母子保健医療対策の推進

- 非課税世帯に対する利用料減免などの産後ケア事業の推進
- オンライン相談や健診に必要な備品整備などの地域の母子保健事業の強化
- 多胎妊産婦への経験者による相談支援、育児サポーター派遣等
- 予防のための子どもの死亡検証（Child Death Review）に関する広報、適切な出生前検査の広報啓発

妊娠・出産包括支援事業【拡充】

令和4年度予算案（令和3年度当初予算額）：63億円（62億円）

目 的

- 子育て世代包括支援センターの設置及び産後ケア事業の実施の促進を図るとともに、産前・産後サポート事業等を地域の実情に応じて実施し、妊産婦等に必要な支援体制の強化を図る。
- さらに、都道府県等が人材育成のための研修を行う等、市町村に対し、妊娠・出産包括支援事業を推進するための体制を整備することを目的とする。

内 容

1. 市町村事業

（1）産前・産後サポート事業（H26～）

妊産婦等が抱える妊娠・出産や子育てに関する悩み等について、助産師等の専門家又は子育て経験者やシニア世代等の相談しやすい「話し相手」等による相談支援を行い、家庭や地域での妊産婦等の孤立感を解消を図る。

（2）産後ケア事業【拡充】（H26～）

産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない女子及び乳児に対して、心身のケアや育児のサポート等（産後ケア）を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保する。

<拡充事項>

- ・ 補助単価について、「1自治体当たり」から「1施設当たり」へ見直し
- ・ 非課税世帯に対する利用料減免の創設
- ・ 24時間365日の受入れ体制を整備する場合の加算を創設

（3）妊娠・出産包括支援緊急整備事業（H26～）

産前・産後サポート事業、産後ケア事業の実施場所の修繕を行うことにより、より身近な場で妊産婦等を支える仕組みに必要な体制を緊急に整備する。

（4）子育て世代包括支援センター開設準備事業（H29～）

子育て世代包括支援センターに係る開設準備のために、職員の雇い上げや協議会の開催等を行うことにより、当該センターを円滑に開設する。

2. 都道府県事業

・ 妊娠・出産包括支援推進事業（H27～）

連絡調整会議、保健師等の専門職への研修、産後ケア事業等のニーズ把握調査等を行い、市町村が妊娠・出産包括支援事業を実施するための体制整備を推進する。

- ① 連絡調整会議、②保健師等の専門職への研修、③ニーズ把握調査、④市町村共同実施の推進、⑤ その他

母子保健対策強化事業【新規】

令和4年度予算案：5.3億円（新規）

目 的

両親学級のオンライン実施やSNSを活用したオンライン相談など、妊産婦等のニーズに応じたアクセスしやすい多様な相談支援を行うとともに、母子保健に関する記録を電子化することで、妊産婦等の状態を適切に管理するなど、必要な支援が行われるよう体制強化を図る。

内 容

個々の家庭の状況に応じて、適切な支援を提供できるよう、地域の実情に応じた支援体制等の強化を図る。

- （１）両親学級等のオンライン実施
- （２）SNSを活用したオンライン相談
- （３）母子保健に関する記録の電子化
- （４）各種健診に必要な備品（屈折検査機器等）の整備
- （５）その他母子保健対策強化に資する取り組み

実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体　：市町村
- ◆ 補 助 率　：国 1／2、市町村 1／2
- ◆ 補助単価案：6,043,000円

多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業

令和4年度予算案（令和3年度当初予算額）：91百万円（99百万円）

目 的

- 多胎児を妊娠した妊婦は、単胎妊娠の場合よりも頻回の妊婦健康診査受診が推奨され、受診に伴う経済的負担が大きくなることから、通常14回程度の妊婦健康診査よりも追加で受診する健康診査に係る費用を補助することで、多胎妊婦の負担軽減を図ることを目的とする。

内 容

◆ 対象者

多胎を妊娠している妊婦

◆ 内 容

多胎を妊娠している妊婦を対象に、単胎の場合よりも追加で受診する妊婦健康診査に係る費用について、一定額を助成する。

実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体 ：市町村
- ◆ 補 助 率 ：国1／2、市町村1／2
- ◆ 補助単価案：1件あたり5,000円
※多胎妊婦1人当たり5回を限度

事業実績

- ◆ 実施自治体数：－
※令和3年度予算における新規事業

多胎妊産婦等支援（産前・産後サポート事業の一部）

令和4年度予算案（令和3年度当初予算額）：
産前・産後サポート事業17億円の内数（18億円の内数）

目的

- 多胎妊産婦への支援について、ピアサポート事業や、育児サポーター等派遣事業に加えて、多胎児を妊娠した場合に、単胎に対して追加で生じる妊婦健康診査の費用の補助や、育児サポーターを更に活用しやすくすることにより、誰もが子育てをしやすい環境を整える。

内容

◆ 対象者

多胎妊産婦及び多胎家庭

※（2）多胎妊産婦等サポーター等事業については、2歳程度までの多胎児を育児する者を対象者の目安とし、個別の事情を踏まえて判断

◆ 内 容

（1）多胎ピアサポート事業

多胎児の育児経験者家族との交流会等の実施や、多胎妊婦が入院している場合、外出が困難な場合などにおいて、必要に応じて多胎児の育児経験者によるアウトリーチでの相談支援を実施する。

（2）多胎妊産婦等サポーター等事業

多胎妊産婦や多胎家庭のもとへサポーターを派遣し、外出時の補助や、日常の育児に関する介助を行う。また、当該サポーターを派遣する前に、多胎妊産婦等への支援に際して必要な知識等を修得するための研修を実施する。



交流会やアウトリーチによる相談支援など



日常生活のサポート

実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体 : 市町村
- ◆ 補助率 : 国1/2、市町村1/2
- ◆ 補助単価案
 - 多胎ピアサポート事業 月額208,200円
 - 多胎妊産婦等サポーター等事業 月額158,700円～729,300円
(人口により異なる)

事業実績

- ◆ 実施自治体数
 - 多胎ピアサポート事業 31自治体
 - 多胎妊産婦等サポーター等事業 28自治体
- ※ 令和2年度変更交付決定ベース

予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業

令和4年度予算案（令和3年度当初予算額）：1.1億円（1.1億円）

目 的

- 予防のための子どもの死亡検証は、子どもが死亡した時に、複数の機関や専門家（医療機関、警察、消防、行政関係者等）が、子どもの既往歴や家族背景、死に至る直接の経緯等に関する様々な情報を基に死因調査を行うことにより、効果的な予防対策を導き出し予防可能な子どもの死亡を減らすことを目的とするもの。
- 今般、成育基本法や、死因究明等推進法の成立を踏まえ、一部の都道府県において、実施体制の整備をモデル事業として試行的に実施し、その結果を国へフィードバックすることで、体制整備に向けた検討材料とする。

内 容

（１）CDR関係機関連絡調整会議

医療機関、行政機関、警察等と子どもの死亡に関する調査依頼や、これに対する報告などの連携を行うため、関係機関による調整会議を実施し、データの収集等を円滑に行う環境を整える。

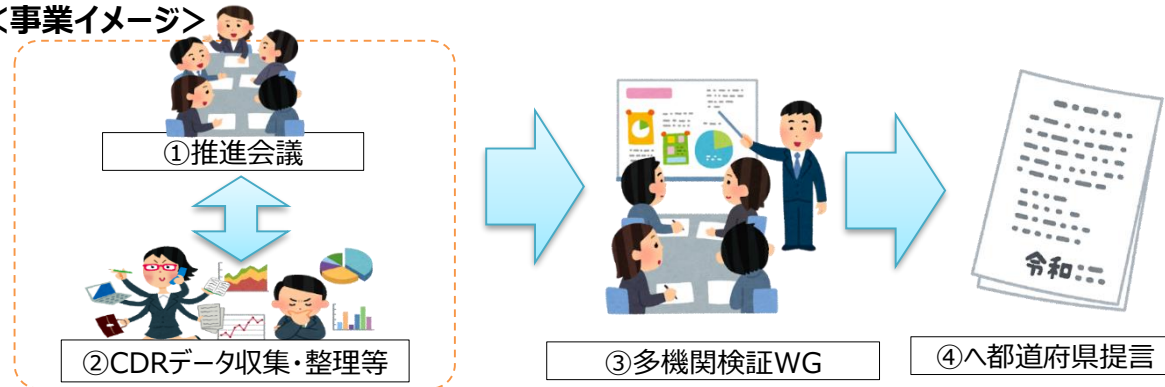
（２）情報の収集・管理等

子どもの死亡に関する情報（医学的要因、社会的要因）を関係機関から収集し、標準化したフォーマット（死亡調査票）に記録。

（３）多機関検証ワーキンググループ（政策提言委員会）

死因を多角的に検証するため、医療機関、行政機関、警察等の様々な専門職や有識者を集めて検証委員会を開催し、検証結果を標準化したフォーマット（死亡検証結果表）に記録する。さらに、都道府県に対し、検証結果をもとに今後の対応策などをまとめた提言を行う。

<事業イメージ>



【事業の流れ】

- ① 推進会議により、関係機関からのデータ収集の環境を整える。
- ② 関係機関より収集したデータの整理等を行う。
- ③ 整理されたデータに基づき様々な機関を招集し、検証WGを開催。
- ④ その後、まとめられた検証結果をもとに、検証WGから都道府県に対し、今後の対応策などをまとめた提言を行う。

実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体 ： 都道府県
- ◆ 補助率 ： 国 10 / 10
- ◆ 補助単価案：年額 11,962,700円

事業実績

- ◆ 実施自治体数：7自治体（群馬県、山梨県、三重県、滋賀県、京都府、香川県、高知県）

※ 令和2年度変更交付決定ベース

予防のための子どもの死亡検証体制整備事業【拡充】

令和4年度予算案（令和3年度当初予算額）：

母子保健衛生対策推進事業委託費2.1億円の内数（1.0億円の内数）

目 的

- 子ども虐待による死亡事例等の検証（子ども家庭局）や消費生活用製品に係る重大製品事故（消費者庁）等の死亡に関する検証結果について、予防可能な子どもの死亡という観点から情報収集を行うとともに、データベース化を図る。
- 国民に予防可能な死があることを認知いただくとともに、予防のための子どもの死亡検証結果管理運営事業によりまとめられた具体的な予防策についての周知及び医療、保健、教育等の分野が連携した子どもの死の予防に取り組んでいただくよう広報啓発を行うことを目的とする。

内 容

1. CDRプラットフォーム事業

（1）情報の収集・管理【一部新規】

「予防のための子どもの死亡検証体制整備モデル事業」において実施されたCDRの結果に加え、既に存在する虐待事例検証や製品安全に関する検証等の事故死亡に関する検証の結果について、予防可能な子どもの死亡という観点から情報収集を行う。

（2）CDRポータルサイトの運用【新規】

（1）で収集・管理した予防可能な子どもの死亡に関する情報について、一覧性があり、検索がしやすい形に管理したプラットフォームを整備し、検索をしたい際に有用なポータルサイトの運用を行う。

（3）都道府県への技術的支援

CDRにおける検証の標準化を図るため、都道府県間の情報共有のための会議の運営を行うとともに、各都道府県に対し、検証体制整備に関する技術的助言を行う。

2. 予防可能な子どもの死亡事故に関する広報啓発事業【新規】

（1）ウェブ広告

ウェブ広告や動画サイト等のCM枠を活用して、予防可能な子どもの死亡事故についての予防策を普及・啓発する。

（2）テレビでのPR

乳幼児を抱える親が子どもと一緒にみる番組とタイアップしての予防可能な子どもの死亡事故の予防について普及・啓発する。

（3）シンポジウムの開催

子どもを事故で亡くした遺族の方や、CDRに取り組まれてきた研究者の方を集めてのシンポジウムを年に一回開催し、国民に予防可能な子どもの死亡事故の予防について普及・啓発する。

実施主体・補助率等

◆ 実施主体 ： 民間団体（公募により決定）

◆ 補 助 率 ： 定額

出生前検査認証制度等広報啓発事業【新規】

令和4年度予算案（令和3年度当初予算額）：80百万円（新規）

目 的

- 出生前遺伝学的検査に関する相談支援を担う地方自治体の取組を推進するとともに、妊婦等に対する正しい情報の提供及び認証医療機関における受検を促進するための広報啓発を行うことを目的とする。

内 容

出生前遺伝学的検査に関する相談支援を担う地方自治体が、検査について正しく理解するとともに、その相談支援の取組を推進することを目的として、必要な広報啓発を行う。

また、出生前遺伝学的検査を希望する妊婦が、検査について正しく理解した上で、受検するかどうか妊婦自身が判断できるよう、必要な広報啓発を行う。

- （１）ウェブ広告
- （２）紙媒体での広告
- （３）ポスター等の作成
- （４）シンポジウムの開催 等

実施主体・補助率等

- ◆ 実施主体 ： 民間団体（公募により決定）
- ◆ 補 助 率 ： 定額

○ 総合的な子育て支援

- 「新子育て安心プラン」に基づく保育の受け皿整備
- 保育士・保育現場の魅力発信や魅力ある職場づくりの支援、
保育補助者等の配置による保育士の業務負担軽減
- 保育所等の医療的ケア児の受入促進
- 認可保育所等への移行も見据えた認可外保育施設の保育の
質の確保・向上
- 「新・放課後子ども総合プラン」に基づく放課後児童クラブ
の受け皿整備

保育所等整備交付金

令和4年度予算案（令和3年度当初予算額）：417億円（497億円）、令和3年度補正予算額：430億円

【趣 旨】

市区町村が策定する整備計画等に基づき、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備事業及び保育所等の防音壁設置の実施に要する経費に充てるため、市区町村に交付金を交付する。

（※）市区町村が作成する保育所等の整備に関する計画（市区町村整備計画）による整備等の実施に必要な経費の一部を支援するため、児童福祉法第56条の4の3に基づく交付金として平成27年度に創設。

【対象事業】

- ・ 保育所整備事業
- ・ 認定こども園整備事業（幼稚園型）
- ・ 小規模保育整備事業
- ・ 防音壁整備事業
- ・ 防犯対策強化整備事業

《 拡 充 》

- ・ 新型コロナウイルス感染症等の感染症対策のため、大規模修繕の対象事業に感染症対策のための改修（トイレ・調理場等の乾式化、非接触型の蛇口の設置等）を新規で追加。（事業費300万円以上のものを対象）【令和4年度予算案、令和3年度補正予算】
- ・ 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策に必要な経費を計上。【令和3年度補正予算】

【実施主体】 市区町村

【設置主体】 社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、学校法人等
（保育所及び認定こども園については公立を除く）

【補助割合】 国：1／2、市区町村：1／4、設置主体：1／4
（新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合）
国：2／3、市区町村：1／12、設置主体：1／4

保育所等改修費等支援事業

令和4年度予算案（令和3年度当初予算額）：453億円の内数（402億円の内数）、令和3年度補正予算額：78億円
（保育対策総合支援事業費補助金）

【趣 旨】

賃貸物件を活用して保育所等を設置する際や、幼稚園において長時間預かり保育を実施する際、認可外保育施設が認可保育所等の設備運営基準を満たすために必要な改修費等の一部を補助する。

（※）都市部を中心に保育所等の整備が困難な状況にかんがみ、賃貸物件等を活用して保育所等を設置するために必要な改修費等の一部を補助するため、平成20年度に創設。

- 【対象事業】 （1）賃貸物件による保育所等改修費等支援事業 （2）小規模保育改修費等支援事業
（3）幼稚園における長時間預かり保育改修費等支援事業 （4）認可化移行改修費等支援事業
（5）家庭的保育改修等支援事業

【実施主体】 市区町村

【補助基準額】 ※ ①緊急対策参加自治体、②待機児童対策協議会に参加する等一定の要件を満たす自治体

（1）新設または定員拡大の場合

1施設当たり 利用（増加）定員19名以下	15,000千円	（① 20,000千円、② 23,000千円）
利用（増加）定員20名以上59名以下	27,000千円	（① 32,000千円、② 35,000千円）
利用（増加）定員60名以上	55,000千円	（① 60,000千円、② 63,000千円）

老朽化対応の場合 1施設当たり 27,000千円 （① 32,000千円）

（2）1事業所当たり 22,000千円 （① 32,000千円、② 35,000千円）

（3）1施設当たり 22,000千円 （① 32,000千円、② 35,000千円）

（4）1施設当たり 32,000千円 （② 35,000千円）

（5）保育所で行う場合 1か所当たり 22,000千円 （① 32,000千円、② 35,000千円）

保育所以外で行う場合 1か所当たり 2,400千円

《運用改善》 資材費等の動向を踏まえて補助基準額を改定する。

※上記補助基準額は、今後、資材費等の動向を踏まえて改定予定

【補助割合】 （1）～（4） 国：1／2、市区町村：1／4、設置主体：1／4

（5） 国：1／2、市区町村：1／2

（新子育て安心プランに参加する等一定の要件を満たす場合）

（1）～（4） 国：2／3、市区町村：1／12、設置主体1／4

（5） 国：2／3、市区町村：1／3

保育士・保育の現場の魅力発信事業

令和4年度予算案（令和3年度当初予算額）：453億円の内数（402億円の内数）
（保育対策総合支援事業費補助金）

【事業内容】

保育士を目指す方や保育士に復帰しようとする方が増え、保育現場で就業しやすくなるよう、①保育士という職業や保育の現場の魅力発信や②保育士が相談しやすい体制を整備し、保育士確保や就業継続を図る。

①保育士という職業や保育の現場の魅力発信

国の情報発信のプラットフォームを活用しながら以下の取組みを実施

（具体的な取組）

- ・ 保育体験イベント
- ・ 情報発信サイト
- ・ 進路指導担当や中高生などに対する魅力発信 等

②保育士が相談しやすい体制整備

（具体的な取組）

1）保育士の相談窓口（SNS等も含む）の設置

- ・ 心理職や社労士等を配置し、人間関係や労働条件等に関する相談支援を実施
- ・ 相談内容に応じて、保育所等に対して、必要な指導・助言

2）新型コロナウイルス感染症に関する相談支援

- ・ 気軽に相談できる感染対策相談窓口の設置
- ・ 職員の尊厳を重視した専門家による相談支援を実施

【実施主体】

① 都道府県、指定都市

② 都道府県、市町村

【補助基準額】

① 1自治体あたり：8,108千円

② 1自治体当たり：1）4,035千円 2）5,635千円

【補助割合】

① 国：1／2、都道府県・指定都市：1／2

② 国：1／2、都道府県・市町村：1／2

保 育 体 制 強 化 事 業

令和4年度予算案（令和3年度当初予算額）：453億円の内数（402億円の内数）
（保育対策総合支援事業費補助金）

【事業内容】

清掃業務や遊具の消毒、給食の配膳、寝具の用意、片付け、外国人の児童の保護者とのやりとりに係る通訳や、園外活動時の見守り等といった保育に係る周辺業務を行う者（保育支援者）の配置の支援を行い、保育士の業務負担の軽減を図る。

【実施主体】 市区町村が認めた者

【補助基準額】 1か所当たり 月額100千円

※1 保育支援者が「園外活動時の見守り等」にも取り組む場合 1か所当たり 月額145千円

・勤務時間の上乗せ及び傷害保険加入料を追加

*保育支援者が、市区町村が認めた交通安全に関する講習会等に参加することを要件とする。

※2 キッズ・ガードに謝金を支払う場合又は園外活動時の見守り等を委託する場合

1か所当たり 月額 45千円

【補助割合】 国：1／2、都道府県：1／4、市区町村：1／4

国：1／2、市区町村：1／2

【対象施設】 保育所、幼保連携型認定こども園

【実施要件】

《運用改善》

各施設において、計画的に保育士等の勤務環境の改善等に関する取組が図られるよう、補助要件を見直す。

（現 行）保育支援者を配置する保育所等は以下のいずれかに該当すること

①保育支援者を配置した月の保育士及び保育士以外の職員が前年同月比で同数以上

②保育支援者を配置した月の児童の定員数に対する保育士（保育士以外の職員）の割合が前年同月比で同割合以上

（見直し後）保育士の業務負担が軽減される内容や、職員の雇用管理や勤務環境の改善に関する取組等を記載した実施計画書を提出すること

医療的ケア児保育支援事業

令和4年度予算案（令和3年度当初予算額）：453億円の内数（402億円の内数）
（保育対策総合支援事業費補助金）

事業内容

- 保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る。
- また、医療的ケアに関する技能及び経験を有した者（医療的ケア児保育支援者）を配置し、管内の保育所への医療的ケアに関する支援・助言や、喀痰吸引等研修の受講等を勧奨するほか、市区町村等において医療的ケア児の受入れ等に関するガイドラインを策定することで、安定・継続した医療的ケア児への支援体制を構築する。

補助基準額＜拡充＞

- 基本分単価
 - ① 看護師等の配置 1施設当たり 5,290千円
（2名以上の医療的ケア児の受け入れが見込まれる保育所等において、看護師等を複数配置している場合、5,290千円を加算）＜拡充＞
- 加算分単価
 - ② 研修の受講支援 1施設当たり 300千円
 - ③ 補助者の配置 1施設当たり 2,170千円
 - ④ 医療的ケア保育支援者の配置 1市区町村当たり 2,170千円
（喀痰吸引等研修を受講した保育士が担う場合、130千円を加算）
 - ⑤ ガイドラインの策定 1市区町村当たり 560千円
 - ⑥ 検討会の設置 1市区町村当たり 360千円

実施主体・補助割合＜拡充＞・事業実績

- 実施主体 都道府県、市区町村
- 補助率
国：1/2、都道府県・指定都市・中核市：1/2
国：1/2、都道府県：1/4、市区町村：1/4
※医療的ケア児の受入体制に関する以下の要件を満たす整備計画書を策定する自治体については補助率を嵩上げ＜拡充＞
 - ・3年後の医療的ケア児の保育ニーズ（見込み）に対して、受入予定の医療的ケア児人数（見込み）が上回ること。
国：2/3、都道府県・指定都市・中核市：1/3
国：2/3、都道府県：1/6、市区町村：1/6
- 事業実施
R2（公募ベース）：109か所（171か所）

事業イメージ

＜管内保育所等＞

看護師等の配置や医療的ケア児保育支援者の支援を受けながら、保育士の研修受講等を行い、医療的ケア児を受入れ。



保育所



保育所（医ケア児受入施設）



看護師等の配置

＜基幹施設＞

モデル事業を実施してノウハウを蓄積した施設等が、市町村内の基幹施設として、管内保育所の医療的ケアに関する支援を行うとともに、医療的要因や障害の程度が高い児童の対応を行う。



医療的ケア児保育支援者

助言・支援等

体制整備等

＜自治体＞

検討会の設置



ガイドラインの策定



検討会の設置やガイドラインの策定により、医療的ケア児の受入れについての検討や関係機関との連絡体制の構築、施設や保護者との調整等の体制整備を実施。

保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業

(保育対策総合支援事業費補助金 令和4年度予算案(令和3年度当初予算額) : 453億円の内数(402億円の内数))

【事業内容】

保育所や認可外保育施設等の質の確保及び向上を目的として、保育所等が遵守・留意すべき内容や死亡事故等の重大事故の防止に関する指導・助言を行う「巡回支援指導員」の配置に要する費用や、保育所職員や巡回支援指導員等に対して、遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関して必要な知識、技能の修得、資質の確保のための研修の実施に要する費用の一部を補助する。

【実施主体】 都道府県、市区町村

【補助基準額】 ①研修事業：1回当たり 353千円
②巡回支援指導事業：指導員1人当たり 4,062千円

【補助割合】 ①国：1/2、都道府県・市区町村：1/2
②国：1/2、都道府県・市区町村：1/2

質の確保・向上のための研修事業



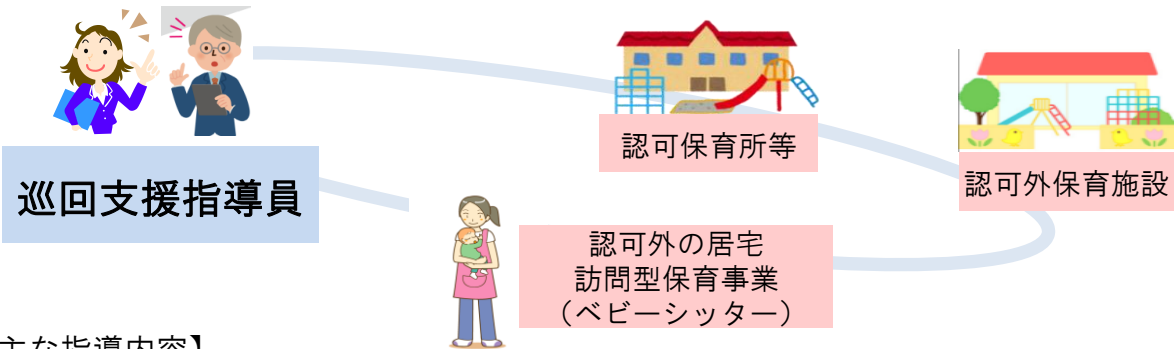
【研修対象者】

保育所等に勤務する保育士等や保育士以外の職員、巡回支援指導員 等

【研修内容】

- ・ 保育所等が遵守・留意すべき内容
- ・ 保育中の事故防止、事故発生時の対応
- ・ 園外活動等における安全対策 等

質の確保・向上のための巡回支援指導事業



【主な指導内容】

- ・ 重大事故が発生しやすい場面、事故防止の取組、事故発生時の対応に関する助言・指導
- ・ 保育所等が遵守・留意すべき内容や利用料の便乗値上げの注意喚起
- ・ 指導監査・立入調査の事前準備などの実施補助や、監査後のアフターフォロー
- ・ 園外活動等における安全対策の実地指導

認可外保育施設改修費等支援事業

(保育対策総合支援事業費補助金 令和4年度予算案(令和3年度当初予算額): 453億円の内数(402億円の内数))

【事業内容】

○認可外保育施設に対して、認可保育所等の設備の基準を満たすために必要な改修費や移転費等の費用を補助する。

<現行の支援対象の補助要件>

1. 職員配置は指導監督基準を満たしていること(有資格者の配置1/3以上)。
2. 設備基準については、改修費等の支援を受けることにより認可基準を満たすこと。
3. 「認可化移行計画」を策定し、
 - ① 無償化猶予期間である2024年度までの間に指導監督基準^(※)適合化を図ること
(※) 職員配置、設備基準だけではなく、職員の健康診断の実施、消防計画の策定・訓練の実施など、他の要件も満たすこと。
 - ② 当該事業による補助を受けた後、2025年度までの間に認可化移行運営費支援事業による補助を開始し、補助を受けた時点から5年以内に認可施設・事業への移行を図ることにより、段階的に認可施設・事業への移行を目指す。

《R4改定》

現行の補助要件に基づく支援対象に加え、以下の要件を満たした認可外保育施設を新たに支援対象とする拡充を行う。

➤ 要件

都道府県と市区町村との連名により、以下(1)～(3)の内容を盛り込んだ「認可外保育施設指導監督基準適合化支援計画」を作成した施設であること。

- (1) 市区町村が把握する住民の保育等ニーズに照らし、待機児童の状況や保育時間等の地域に特徴的な保育等ニーズを満たすため、認可施設や事業の整備を進めているが、なお時間を要する場合に、それまでの間、域内の認可施設等ではまかなうことができない保育等ニーズの受け皿となることが想定される施設であると認める施設である旨
- (2) 都道府県・市区町村における、指導監督基準を満たすための人的・技術的な支援や国庫補助の活用、計画期間内における市区町村との指導監督の連携について
- (3) 事業実施期間

※ 本要件による補助は、幼児教育・保育の無償化経過措置が終了する令和6年9月末までに、認可外保育施設指導監督基準への適合を目指す支援計画の対象施設を支援対象とする時限的なものであることに留意(令和6年度予算まで)。

【実施主体】 都道府県、市町村

【補助基準額】 《現行の支援対象の補助要件》改修費等 1か所当たり 32,000千円、移転費等 1か所当たり 5,000千円
《新たな支援対象の補助要件》改修費等 1か所当たり 16,000千円、移転費 1か所当たり 1,200千円

【補助割合】 国: 1/2、都道府県、市町村: 1/4、設置主体: 1/4

認可外保育施設の衛生・安全対策事業

(保育対策総合支援事業費補助金 令和4年度予算案(令和3年度当初予算額)：453億円の内数(402億円の内数))

1. 事業の目的・内容

認可外保育施設に従事する職員に対して健康診断を実施することにより、認可外保育施設における衛生・安全対策を図り、もって子どもの福祉の向上を図る。

2. 実施主体及び実施要件

○実施主体：市区町村又は市区町村が適切と認めた者

○対象者：認可外保育施設に勤務する保育従事者及び調理担当職員

○実施要件

①感染症罹患の有無を発見するため、市区町村が受診の必要を認める検査項目について健康診断を行うこと

②感染症等に係る健診については、既存の健診制度を活用するなどして柔軟に実施すること

3. 補助基準額等

○補助基準額：1市区町村当たり年額 354千円

○補助割合：国：1／3、都道府県：1／3、市区町村：1／3（国：1／3、指定都市・中核市：2／3）

放課後児童クラブの概要

【事業の内容、目的】

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。

※平成9年の児童福祉法改正により法定化（児童福祉法第6条の3第2項）：平成10年4月施行

※平成24年の児童福祉法改正により、対象年齢を「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童とした（平成27年4月施行）

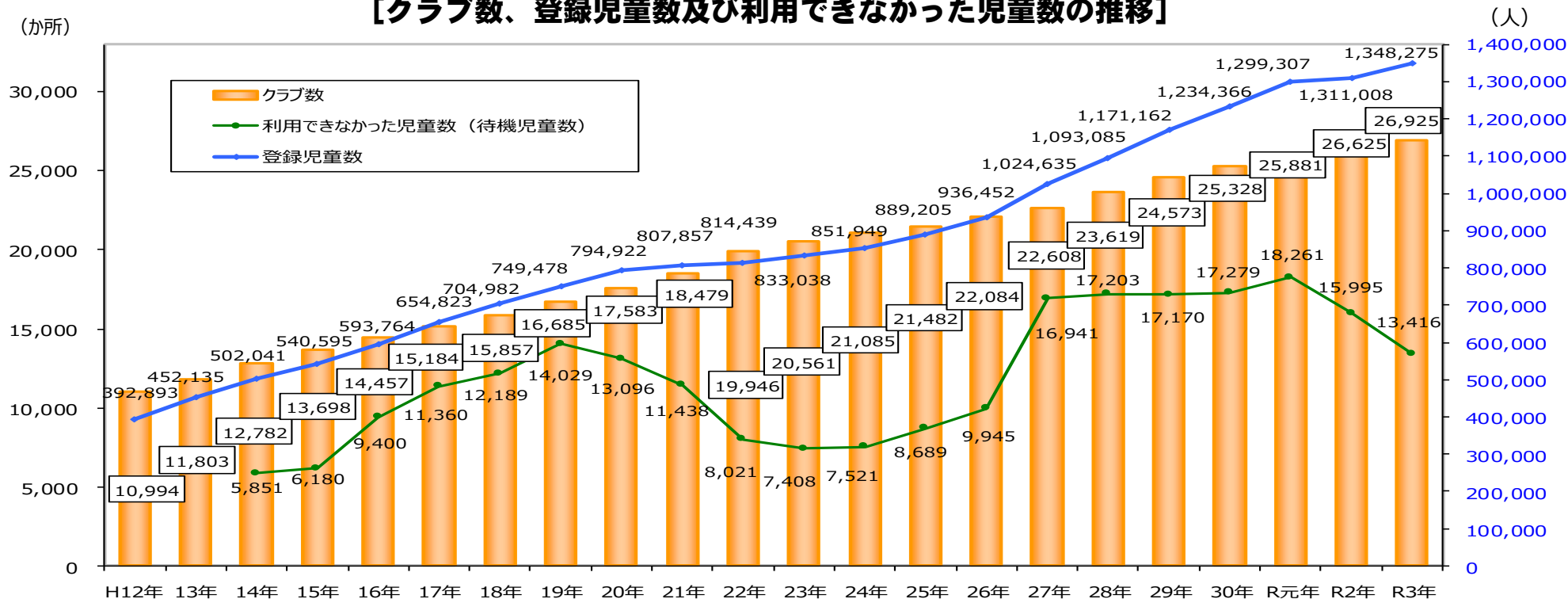
【現状】（令和3年5月現在）

- クラブ数 26,925か所
（参考：全国の小学校18,889校）
- 支援の単位数 35,398単位
- 登録児童数 1,348,275人
- 利用できなかった児童数（待機児童数） 13,416人

【今後の展開】

- 「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年9月14日策定）を踏まえ、放課後児童クラブについて、**2021年度末までに約25万人分（約122万人から約147万人）**を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ**2023年度末までに計約30万人分（約122万人から約152万人）**の受け皿整備を図る。また、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。

【クラブ数、登録児童数及び利用できなかった児童数の推移】



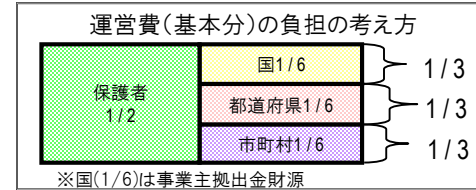
放課後児童クラブ関係予算のポイント

令和4年度予算案（令和3年度当初予算額）：1,065億円（1,092億円）※内閣府において計上

子ども・子育て支援交付金 令和4年度予算案（令和3年度当初予算額）：981億円（922億円）
子ども・子育て支援整備交付金 令和4年度予算案（令和3年度当初予算額）：84億円（170億円）

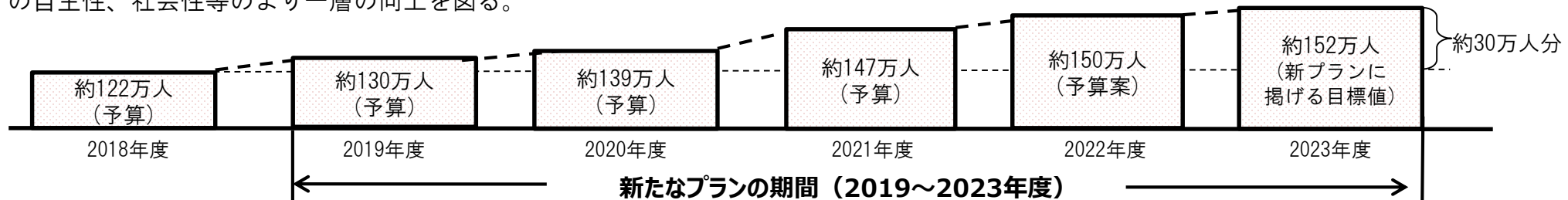
○ 保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図るために要する運営費及び施設整備費に対する補助。

○ 実施主体：市町村（特別区を含む） ※市町村が適切と認めた者に委託等を行うことができる



新・放課後子ども総合プランについて

「新・放課後子ども総合プラン」（平成30年9月14日策定）を踏まえ、放課後児童クラブについて、2021年度末までに約25万人分（約122万人から約147万人）を整備し、待機児童解消を目指し、その後も女性就業率の上昇を踏まえ2023年度末までに計約30万人分（約122万人から約152万人）の受け皿整備を図る。また、子どもの主体性を尊重し、子どもの健全な育成を図る放課後児童クラブの役割を徹底し、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上を図る。



1. 運営費等（主な内容）

（1）放課後児童健全育成事業（運営費）

放課後児童クラブの運営に必要な経費に対する補助

（2）放課後子ども環境整備事業

既存施設を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するための改修等に必要な経費に対する補助

（3）放課後児童クラブ支援事業

- 障害児を受け入れた場合の加配職員の配置等に必要な経費に対する補助
- 待機児童が存在している地域等において、アパート等を活用して、新たに放課後児童クラブを実施するために必要な賃借料等に対する補助
- 放課後児童クラブへの移動や帰宅の際の送迎支援に必要な経費に対する補助

（4）障害児受入強化推進事業等

（3）の①に加え、障害児を3人以上受け入れた場合の加配職員及び医療的ケア児に対する支援に必要な専門職員の配置等に必要な経費に対する補助

（5）放課後児童支援員の処遇改善

- 18:30を超えて開所するクラブにおける放課後児童支援員等の処遇改善に必要な経費に対する補助
- 放課後児童支援員の勤続年数や研修実績等に応じた処遇改善に必要な経費に対する補助

（6）放課後児童クラブ育成支援体制強化事業

遊び及び生活の場の清掃等の運営に関わる業務や児童が学習活動を自主的に行える環境整備の補助等、育成支援の周辺業務を行う職員の配置等に必要な経費に対する補助

2. 施設整備費（主な内容）

放課後児童クラブの施設整備に必要な経費に対する補助

＜国庫補助率嵩上げ（平成28年度からの継続）＞

公立の場合：（嵩上げ前）国1／3、都道府県1／3、市町村1／3

→（嵩上げ後）国2／3、都道府県1／6、市町村1／6

民立の場合：（嵩上げ前）国2／9、都道府県2／9、市町村2／9、社会福祉法人等1／3

→（嵩上げ後）国1／2、都道府県1／8、市町村1／8、社会福祉法人等1／2

4. その他（保育対策総合支援事業費補助金により実施）

I 子どもの居場所の確保

（1）放課後居場所緊急対策事業

待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、待機児童が10人以上の市町村における放課後児童クラブを利用できない主として4年生以上の児童を対象に、児童館や公民館等の既存の社会資源を活用し、放課後等に安全で安心な子どもの居場所を提供する。

（2）小規模多機能・放課後児童支援事業

地域の実情に応じた放課後の子どもの居場所を提供するため、小規模の放課後児童の預かり事業及び保育所などを組み合わせた小規模・多機能の放課後児童支援を行う。

II 育成支援の内容の質の向上

（1）放課後児童クラブ巡回アドバイザーの配置（「若手保育士や保育事業者等への巡回支援事業」の中で実施）

利用児童の安全確保や、子どもの自主性、社会性等のより一層の向上が図られるよう、放課後児童クラブを巡回するアドバイザーを市町村等に配置する。

（2）放課後児童クラブの人材確保支援（「保育士・保育所支援センター設置運営事業」及び「保育人材等就職・交流支援事業」の中で実施）

放課後児童支援員の専門性向上と質の高い人材を安定的に確保するため、保育士・保育所支援センター等において、求人情報の提供や事業者とのマッチングを行う。また、同センターと連携し、市町村において就職相談等の支援を行う。

5. 令和4年度予算案における運営費の主な拡充内容

① 放課後児童支援員等に対する9,000円の処遇改善【新規】

放課後児童支援員等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3％程度（月額9,000円）引き上げるための措置※を、令和4年10月以降も、引き続き実施する。※実際の引上げについては、職員の経験年数等に応じた配分など柔軟な運用を可能とする。

② 障害児受入強化推進事業の拡充【拡充】

- ・ 障害児を6人以上8人以下受け入れる場合は現行の1名に加え、更に1名の職員を加配（計2名）、障害児9人以上受け入れる場合は現行の1名に加え、更に2名の職員を加配（計3名）できるよう補助単価を拡充する。
- ・ 医療的ケア児を受け入れる場合に、看護職員等が当該児童への付き添い等による送迎や病院への付き添い等を行った場合の補助を創設する。

【令和3年度補正予算における放課後児童クラブ予算の主な拡充内容】

① 放課後児童クラブで働く職員の収入の引上げ

放課後児童支援員等を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3％程度（月額9,000円）引き上げるための措置※を、令和4年2月から実施する。※実際の引上げについては、職員の経験年数等に応じた配分など柔軟な運用を可能とする。

② 放課後児童クラブの整備促進

放課後児童クラブの待機児童を早期に解消するため、待機児童が発生している市町村等における放課後児童クラブ整備の加速化を図る。

③ 放課後児童クラブ等における感染症拡大防止対策に係る支援等

放課後児童クラブ等において、職員が感染症対策の徹底を図りながら事業を継続的に実施していくために必要な経費のほか、感染防止を図るために必要な衛生用品の購入等や簡易な改修に必要な経費について補助を行う。

また、放課後児童クラブ等において、連絡帳の電子化やオンラインを活用した相談支援に必要なＩＣＴ機器の導入等の環境整備及び研修のオンライン化に係る費用を補助する。

3. 研修関係（主な内容）

（1）放課後児童支援員認定資格研修

放課後児童支援員として認定されるために修了が義務づけられている研修を実施するために必要な経費に対する補助

（2）放課後児童支援員等資質向上研修事業

現任職員向けの研修を実施するために必要な経費に対する補助

○ ひとり親家庭等の自立支援の推進

- ひとり親家庭への相談支援体制の充実
- 高等職業訓練促進給付金の対象資格拡充等の特例措置の継続、自立支援教育訓練給付金の拡充によるひとり親の就業支援の促進

相談支援体制の強化（ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業の拡充）

背景

令和4年度予算案（令和3年度当初予算額）：160億円の内数（158億円の内数）（母子家庭等対策総合支援事業）

- ひとり親家庭等の支援ニーズには、ひとり親家庭になった理由や、年齢、同居家族の状況、就業状況等により多様なものがあり、また、DVなど多様な課題を抱えている場合もあるため、こうした個別のニーズに対応できる支援制度が必要であるとともに、それらをひとり親家庭の事情に応じて適切に組み合わせて提案する相談支援が重要。
- しかし、ひとり親家庭が抱える問題が多様化する中で、相談対応を行う自治体窓口等においては、母子・父子自立支援員へのサポートが少ない、貸付金関連の業務負担が大きく、相談支援業務に割ける時間が少ない、土日や夜間の時間帯に相談対応を行っている自治体が少ない、といった状況にあることから、相談支援体制を強化するための支援が必要。

目的

- ひとり親家庭が抱える問題が多様化する中で、専門的な総合相談窓口において、相談者のニーズをワンストップで正確に把握し、一人一人に合った的確な支援に繋げることを可能とするため、様々な角度から相談支援体制の強化を図る。

支援の内容

- **弁護士・臨床心理士等による相談対応支援**
母子・父子自立支援員が、弁護士や臨床心理士等の専門職種のバックアップを受けながら相談支援を行える体制づくりに必要な費用の補助を行う。
- **補助職員配置支援**
母子・父子自立支援員が相談支援に重点を置いた業務を行うことができるよう、相談支援以外の事務的な業務を補助する者の配置に必要な費用の補助を行う。
- **夜間・休日対応支援**
ひとり親の就労時間外の相談ニーズに対応できるよう、休日や夜間に相談対応を行った場合に追加的に係る費用の補助を行う。

母子・父子自立支援員による相談体制の充実

相談機会の確保・充実

**ひとり親支援の
総合相談窓口
の強化**
(福祉事務所設置自治体の相談窓口)



補助単価等

対 象	補助率	補助基準額（案）	実施主体
○ 母子家庭等対策総合支援事業におけるひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業を実施する自治体（委託先団体を含む。）	国 1 / 2	1 か所当たり（※休日対応と併せて実施する場合） ・ 弁護士等による相談対応 2,172千円 ・ 補助職員配置 4,366千円 ・ 夜間対応 1,580千円 (・ 休日対応のみ実施する場合 1,835千円)	都道府県・市・福祉事務所設置町村

高等職業訓練促進給付金【拡充】

※平成15年度に創設

目 的

令和4年度予算案（令和3年度当初予算額）：160億円の内数（158億円の内数）（母子家庭等対策総合支援事業）

- 母子家庭の母又は父子家庭の父の就職を容易にするために必要な資格の取得を促進するため、当該資格に係る養成訓練の受講期間について給付金を支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とする。

対象者

- 養成機関において修業を開始した日以降において、次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給
 - ① 児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にあること
 - ② 養成機関において6月以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる者であること
- ※令和3年度に引き続き、1年以上→6月以上に拡充。

対象資格・訓練

- 就職の際に有利となる資格であって、養成機関において6月以上（※）修業するものについて、地域の実情に応じて定める。
《対象資格の例》看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、調理師、製菓衛生師、シスコシステムズ認定資格、LPⅠ認定資格等
- ※令和3年度に引き続き、6月以上の訓練を通常必要とする民間資格の取得の場合も給付対象として拡充。

支給内容

- 【支給対象期間】修業する期間（上限4年）
- 【支給額】月額10万円（住民税課税世帯は月額70,500円）
修学の最終年限1年間に限り支給額を4万円加算する。

実施主体等

- 【実施主体】都道府県・市区・福祉事務所設置町村
- 【補助率】国3／4、都道府県等1／4

支給実績《令和元年度》

- 【総支給件数】7,348件（全ての修学年次を合計）
- 【資格取得者数】2,855人（看護師1,212人、准看護師1,016人、保育士162人、美容師103人など）
- 【就 職 者数】2,121人（看護師1,035人、准看護師603人、保育士137人、美容師72人など）

※本給付金のほか、入学時の負担を考慮し、養成機関での訓練修了後に高等職業訓練修了支援給付金(5万円(住民税課税世帯は25,000円))を支給。

自立支援教育訓練給付金【拡充】

※平成15年度に創設

目 的

令和4年度予算案（令和3年度当初予算額）：160億円の内数（158億円の内数）（母子家庭等対策総合支援事業）

- 母子家庭の母及び父子家庭の父が教育訓練講座を受講し、修了した場合にその経費の一部を支給することにより、主体的な能力開発の取組を支援し、母子家庭及び父子家庭の自立の促進を図ることを目的とする。

対象者

- 次のいずれにも該当する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給
 - ① 児童扶養手当の支給を受けているか又は同等の所得水準にあること
 - ② 就業経験、技能、資格の取得状況や労働市場などから判断して当該教育訓練が適職に就くため必要と認められること

対象となる講座

- 実施主体の自治体の長が指定
 - ① 雇用保険制度の一般又は特定一般教育訓練給付の指定講座 《対象講座の例》簿記検定試験、介護職員初任者研修 等
 - ② 同制度の専門実践教育訓練給付の指定講座（専門資格の取得を目的とする講座に限る）
 - ③ 都道府県等の長が地域の実情に応じて指定した講座

支給内容

1. 雇用保険法の規定による教育訓練給付金の支給を受けることができない者
 - ① 上記対象講座の①を受講する者：受講料の6割相当額、上限20万円
 - ② 上記対象講座の②を受講する者：受講料の6割相当額、修学年数×上限**40万円** ※令和4年度より、上限額を引き上げ
 2. 雇用保険法の規定による教育訓練給付金の支給を受けることができる者
 - 1に定める額から教育訓練給付金の額を差し引いた額
- ※ 1、2のいずれの場合も、12,000円を超えない場合は支給しない。

実施主体等

【実施主体】都道府県・市区・福祉事務所設置町村 【補助率】国3／4、都道府県等1／4

支給実績《令和元年度》

【支給件数】2,459件 【就職件数】1,992件